

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

平成 2 8 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 2 8 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 9 月 1 3 日 （ 火 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 4 時 2 5 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	竹	内	き	み	代	2 番	藤	井	清	隆
3 番	村	山	一		彦	4 番	吉	田	哲	也
5 番	井	上	武	津	男	6 番	岡	田	泰	正
7 番	岡	本	正		意	8 番	小	西		啓
9 番	岡	田			勇	1 0 番	畑		武	志

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 北 淳 司

書 記 島 川 昌 代

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	中	嶋	浩	喜
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	古	田	良	明			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	岡	田	博	之			
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
農村振興課主幹	和	賀	聡				
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	山	本	千	代	美		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	5	番	井	上	武	津	男				
							6	番	岡	田	泰	正					

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 認定第 1 号 平成 27 年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 平成 27 年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 平成 27 年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号 平成 27 年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号 平成 27 年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号 平成 27 年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 平成 27 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 40 号 和束町観光案内所新築工事請負契約の締結について

報告第 9 号 健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

報告第 10 号 平成 27 年度城南土地開発公社決算に関する報告書

報告第 11 号 平成 28 年度城南土地開発公社（第 1 回）補正事業計画

に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。

本日はご苦労さまでございます。

ただいまから、平成 2 8 年和東町議会第 3 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 2 8 年第 3 回和東町定例議会を招集させていただきましたところ、全議員の皆さん方のご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。平素は、和東町行政に何かとご指導、ご協力をいただいておりますことをこの場をおかりいたしまして重ねてお礼を申し上げさせていただきたいと思います。

地方創生もいよいよ本格化してまいりました。地域推進交付金、過日 8 月 3 0 日に内示をいただきました。こうして本当に和東町のまちづくりも地方創生を進めていく大事な時期を向かえてまいりました。

そういう中で、9 月には地域起こし協力隊を 3 名、それぞれの分野で採用させていただきました。そして、来年は京都府のお茶の京都ということで、ターゲットイヤーを向かえて本格的な指導も始まってまいりました。

近隣に目を向けますと、これは大きな国家的なプロジェクトでございますけども、北陸新幹線が学研を通そうという動きが近隣の市町村ともに上がってまいりました。和東町といしましても、このプロジェクトは将来のまちづくりにとって本当に重要なことだというふうに考えておりまして、本町もこのプロジェクト推進に向けて運動に加わってまいりたいと、このように思っているところであります。

そういう中で、このほど和東町に山田知事、そして山下副知事を迎えて、まちづくりについて意見交換ができたということは大変有意義でありました。これからも和東

町にとっては課題は山積であります。今後とも、一層、議員各位のご指導、ご協力を
いただきたい、このように思っているところであります。

さて、本議会であります。平成27年度決算の認定、それと、それぞれの補正予
算、そして人事案件、契約の承認案件等々予定いたしております。どうか慎重なご審
議をいただきまして、いずれの議案につきましても原案どおりご承認いただきますこ
とをお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶
とさせていただきます。

どうもご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

本日の会議を開きます。

吉田哲也議員から遅刻の届けが出ています。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、井上武津男議員、6
番、岡田泰正議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月29日までの17日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月29日までの17日間と決定いた
しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

おはようございます。

それでは、私からは、報告書に基づきまして報告させていただきます。

まず、報告第 9 号でございます。

報告第 9 号

健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度健全化判断比率並びに簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計に係る資金不足比率を別紙のとおり、監査委員の意見をつけて報告する。

平成 28 年 9 月 13 日 報告

和 束 町 長 堀 忠 雄

裏面に、1. 健全化判断比率を載せさせていただいております。

赤字比率、連結実質赤字比率は該当ございません。

実質公債費比率 12.9%、将来負担比率 74.6%でございます。

続きまして、2. 資金不足比率でございます。

簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、両特別会計とも該当はございません。

次ページ以降に健全化判断比率、資金不足比率の資料をつけさせていただいております。その後ろに、監査委員さんの審査意見書を添付させていただいておりますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、報告第 10 号でございます。

報告第 10 号

平成 27 年度城南土地開発公社決算に関する報告書

平成 28 年 9 月 13 日 報告

和 束 町 長 堀 忠 雄

次のページに城南土地開発公社決算に関する報告書を添付させていただいております。

報告書の１ページで議案第１号 平成２７年度城南土地開発公社事業報告及び決算認定についてでございます。

これにつきましては、平成２８年７月６日に提出されまして、同日認定されております。

次ページ以降、平成２７年度事業報告書、決算諸表、附属明細表、監査報告書が添付されてありますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、報告第１１号に移らせていただきます。

報告第１１号

平成２８年度城南土地開発公社補正事業計画に関する報告書

平成２８年９月１３日報告

和 束 町 長 堀 忠 雄

次のページに補正事業計画に関する報告書を添付させていただいております。

報告書の１ページ、

議案第２号

平成２８年度城南土地開発公社補正事業計画並びに補正予算について

平成２８年７月６日に提出されまして、同日可決されております。

次ページ以降に補正事業計画、補正予算等の資料が添付されてありますので、お目通しいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

会議の途中ですが、ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午前９時３８分～午前９時４５分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第４、閉会中の委員会調査報告及び広域連合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任委員長（井上武津男君）

それでは、総務厚生常任委員会報告を申し上げます。

本委員会は、８月３１日に、町長、副町長、関係課長の出席を求め、各課における平成２８年度の事業の進捗状況や平成２７年度の決算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、補助金から交付金行政に変わり財源確保が厳しい状態ですが、地方創生により地方の施策を進め、協働したまちづくり、また、広域連携したまちづくりを今後取り組んでいきたいとの報告がありました。

次に、平成２８年度の進捗状況の説明があり、初めに、一般会計の執行状況では、歳入１４億９，０９２万円の調定に対し１２億５，９５４万円の収入で収納率が約８４％、歳出累計額は８億５，８７３万円で、予算現額に対し約２４％の執行となっていました。

また、繰越事業では、歳出累計が２億８８８万円で約６６％の執行となっていました。

主な課別の事業進捗状況を見ますと、初めに総務課では、府道宇治木屋線トンネル化早期実現に向けた経済効果の調査業務を委託され、現在策定に向けて審議中である、町営バス木屋線運休に伴うタクシー利用者は、４月から７月までで１５名が利用されたとのことでした。

また、大学生など奨学金給付事業では現在申請者がなく、２次募集を９月から１０月にしていくとのことでした。

地域力推進課では、地域おこし協力隊受け入れは４名の応募に３名を、９月１日に新しい雇用やサービスを創出し、地域活性化を図る目的で採用された。

和束町観光案内所設置は８月２５日入札が実施され、また、地域住民によるおもてなし観光整備では生業景観周辺の整備として、駐車場の整備を石寺区と調整中である

との説明がありました。

福祉課からは、昨年度に引き続き消費税引き上げに伴う低所得者世帯への負担軽減として「臨時福祉給付金給付事業」が実施され、今年度は支給額が3,000円となり、9月1日から申請受け付けが開始される。

「高齢者年金生活者等支援臨時福祉給付金」では6月から受け付け、8月22日現在573名の申請があり、6月から給付をしている。

それに対し、各委員からは次のような意見質問がありました。

総務課関係では、海洋センター運営事業では、プール上屋テントの張りかえができていない。今後の修繕工事の予定は、また、プール一般開放の時間延長はとの質問がありました。

地域力推進課関係では、早稲田大学夏期講座での提案をどのように取り組んでいくか、おもてなしトイレとはどのようなものか等々の質問がありました。

税住民課関係では、国民健康保険特別会計で黒字となっている原因などについて説明が求められました。現時点の税の徴収率は前年との比較をして質問がありました。

福祉課関係では、児童福祉医療費の高校までの拡大とインフルエンザ予防接種の拡充についての町の考えはどうか、数多くの意見や質問が出されました。

続いて、平成27年度決算の概要について説明を受けました。

平成27年度の決算額は、一般会計歳入38億5,952万円、歳出37億3,542万円で、実質収支1億1,090万円の黒字となりました。

特別会計においては、6特別会計全体で歳入総額20億9,698万円、歳出総額20億2,423万円、実質収支は7,275万円の黒字決算でした。

平成27年度の事業については、6月に開催した委員会で決算見込みの詳細説明を受けましたので、本委員会では係数の確認にとどめ、事業効果などは決算特別委員会で集中審議することにいたしました。

その他としまして、庁舎耐震補強及び改修工事の概要について工程表により説明が

あり、また、ＪＲ関西線沿線地域公共交通活性化協議会について、相楽東部未来づくり推進協議会について説明がありました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

それでは、産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、９月１日に町長、副町長、関係課長・主幹の出席を求め、各課における平成２８年度の事業の進捗状況や平成２７年度の決算の概要などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、新聞でも報道がありましたように、地方創生推進交付事業４００億円が計上され、制度を取り組んでいくかが大きな課題である。来年度はお茶の京都ターゲットイヤー１２市町村で取り組んでいく。こうした中、京都府が観光庁にＤＭＯの認定申請をされている行政も時代に合った取り組みを進めていきたいとの報告がありました。

その後、各課の事業進捗状況について報告があり、初めに奥田副町長から、８月２６日現在での一般会計全体の執行状況が説明されました。

町税や地方交付税を含む歳入では、１４億９，１３４万円の調定累計に対し１２億６，２２１万円の収入額があり、８４．６０％の収納率となっている。

総務費や民生費などを含む歳出では、３６億４，４６４万円の予算現額に対し９億２，６１０万円の支出累計額となり、合計２５．４１％の執行率であったとのことでした。

繰越事業では、現在、主に過疎化交付金等６，２５１万円の歳入、土木費や災害復旧費などの歳出では６２．７５％の執行率で、２，６４４万円が支出されていました。

その後、農村振興課及び建設事業課から主な事業の進捗状況が報告され、農村振興

課では、青年就農給付事業では１６．６％の執行率、６名が対象、宇治茶生産景観継承支援事業では、新たに整備する被覆棚４５アール、受益戸数３戸で進めている。

茶源郷和東スポーツ聖地化づくり事業では、マウンテンバイク購入２０台程度、湯船森林公園水利確保用備品購入についての説明がありました。

また、２７年度繰越事業での和東茶を生かした新産業創出については３３．３３％の執行率、農業体験事業については３８．０８％の執行率で、一般財団法人和東町活性化センターに業務委託を行っている。

建設事業課では、橋梁長寿命化修繕事業については、橋梁点検３９橋、砂子橋修繕工事の執行は現時点ではされていない、早急に発注を予定している。

舗装維持管理事業、門前橋架けかえ事業、町道山口線拡幅改良事業については、要望額に対して３０％程度の内示額で、金額に見合う施工箇所の調整中で、１１月末までには発注を行う。

現在、２７年度繰越事業は、現場等については完了との説明でした。

以上の報告を受けて各委員からは、和東町でもよく見られるナラ枯れの対応については、また、野生鳥獣被害総合対策は現在どのように鳥獣個体調整を行っているか、７月にオープンした山の家京都和東荘の利用状況は、統合簡易水道整備事業の今後の計画、工事内容はの意見、質問がありました。

それに対し町長や担当課からは、ナラ枯れの対応については、今後、対応等について検討していきたい。

鳥獣個体調整については、現在、サルのおり設置は石寺地区に設置を行い、今後、他の地区にも設置を検討しているとのことでした。

山の家京都和東荘の利用状況は、７月の利用者数は１，４０５人、８月の利用者数は２，４４４人の利用者との報告でした。

統合簡易水道整備事業については現在積算中で、９月末には発注を予定している。工事内容は中央制御盤電気工事が主なものですとの回答でした。

午後からは町営第３・５、中西団地住宅建てかえ工事の現地調査を行い、建設事業課長から進捗状況の説明を受けました。

その後、委員会室で、平成２７年度決算概要の報告を受けましたが、６月に実施した委員会調査で概略を、また、９月の決算特別委員会で詳細な説明と審議を行うことから数字報告のみとし、この日の事務調査を終えました。

以上で報告といたします。

○議長（畑 武志君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、岡本正意議員。

○相楽東部広域連合議会（岡本正意君）

７月７日に開催されました相楽東部広域連合議会平成２８年第２回定例会について報告いたします。

閉会中の委員会調査報告が行われた後、一般質問が行われ、笠置町の石田春子議員が、「豊かな心を育む教育」「ＩＴＣ教育の推進」のテーマで、南山城村の鈴木かほる議員が、「若者の子育て支援のために」「誰もが使えるトイレについて」「空調設備について」のテーマで、和束町の岡本正意議員が「子どもの成長を主眼にした部活動のあり方の改善、検討を」「教育費負担の軽減について」「和束に伝えられる人形浄瑠璃の再興について」のテーマでそれぞれ質問されました。

その後、承認案件１件、議案２件、同意案件１件が提案、審議されました。

承認第１号、専決処分の承認を求めることについて、平成２７年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第３号専決）は決算に向けた執行額の調整が主な内容で、全会一致で可決しました。

議案第４号、相楽東部広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、「行政不服審査会委員」を新たに設け、報酬を月額６,０００円とするもので、全会一致で可決しました。

議案第５号、平成２８年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第１号）は、テールアルメ裁判提出資料作成委託料、管内各小中学校や３町村図書室での図書購入オンライン発注システム使用料などが主な内容で、全会一致で可決いたしました。

同意第３号、相楽東部広域連合監査委員の選任については、連合長より南山城村の廣尾正男議員が提案され、全会一致で同意いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

続きまして、京都府地方税機構広域連合議会、岡田泰正議員。

○京都府地方税機構広域連合議会（岡田泰正君）

平成２８年８月京都府地方税機構議会定例会の報告をいたします。

平成２８年８月京都府地方税機構議会定例会は、平成２８年８月６日（土）午後２時よりホテルルビノ京都堀川会議室「金閣」にて開催されました。

日程に入るに先立ち、山崎広域連合長の就任挨拶がありました。

諸報告では、平成２７年度京都府地方税機構の取り組み実績について次のような報告が中西事務局長より説明がありました。

本格的な徴収業務開始から６年目を迎え、構成団体から移管を受けた滞納税を徴収するため積極的に催告や滞納処分を行った結果、未納額が大幅に減少（１５億８，５００万円の減少）し、京都府地方税機構の発足以来、最高の収納率を達成することができました。

２４年４月から実施の法人関係税課税事務の共同化においては、申告書の受け付けを機構において一括して行い、また、申告内容の審査や調査を機構で一元的に実施したことで納税者の利便性向上と法人関係税課税事務の効率化を図ることができました。

徴収実績では、前年対比収納額は１．９ポイント上昇しました。平成２７年度の徴収率（国保税・料を除く）の市町村では０．５ポイント上昇しました。

日程第５、第１号議案、平成２７年度京都府地方税機構一般会計歳入歳出決算認定の

件。

広域連合長から提案理由の説明後、質疑討論の後、賛成多数で第１号議案は承認されました。

日程第６、一般質問は、４人の議員の方が質問されました。

以上で議事日程全て終了し、閉会をいたしました。

以上で、京都地方税機構議会定例会の報告を終わります。

○議長（畑 武志君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、竹内きみ代議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（竹内きみ代君）

京都府後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

平成２８年８月１７日午後１時３０分からメルパルク京都４階研修室において、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員による全員協議会が開催されました。

初めに、広域連合議会議員の紹介があり、その後、議事日程についての説明がありました。また、協議事項として、議会運営の改善を求める要望書について、全員で協議しました。

続いて、８月２６日午後１時３０分から国民健康保険団体連合会第１会議室において、京都府後期高齢者医療広域連合議会平成２８年第２回定例会が開催されました。

最初に、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定等が決まり、次に、議案第１２号から同議案第１３号までの案件について、佐々木広域連合長から説明がありました。

議案第１２号、平成２８年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）では、補正額９億４，８９６万円が補正され、総額３，２２９億６，８３０万９，０００円に補正するもので、歳入については前年度繰越金の増であり、歳出は平成２７年度支払基金交付金等の返還金との説明があり、審議の結果、全員賛成で可決されました。

次に、４名の議員から一般質問が行われました。

続いて、承認第１号、専決処分の承認について（平成２７年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号））について、平成２８年３月分高額療養費の支払額を確定したところ、当該予算額に不足が生じることが判明したため、専決処分を行ったため承認を求めるものであり、補正額４，５０４万７，０００円で総額３，２９７億１，６５５万７，０００円に補正するもので、審議の結果、全員賛成で承認されました。

認定第１号、平成２７年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額２５億８７３万３，３４９円、歳出総額２４億５，９０４万７，２４３円、収支差額４，９６８万６，１０６円となっており、この差引額のうち２，５００万円は財政調整基金に編入し、残額の２，４６８万６，１０６円は繰越金として平成２８年度に繰り越すとの説明を受け、審議の結果、賛成者多数で認定されました。

認定第２号、平成２７年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額３，３６６億７，２９４万７，５５６円、歳出総額３，２１５億２，９８６万２，４４９円で、収支差引額１５１億４，３０８万５，１０７円となっており、この差引額は繰越金として平成２８年度に繰り越すとの説明を受け、審議の結果、賛成者多数で認定されました。

議案第１３号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、東日本大震災に被災した被保険者に対する保険料減免に関し、平成２８年度分についても引き続き国の財政措置が講じられることとなったことから、保険料減免の特例の適用期間を延長するもので、全員賛成で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（畑 武志君）

以上で、報告を終わります。

日程第５、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み１時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

また、答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、村山一彦議員。

○３番（村山一彦君）

ただいま議長の了解を得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、第１に、茶品評会についてお尋ねいたします。

今年度の普通煎茶の府品評会、関西茶品評会において、上位はいずれも南山城村に独占されました。聞くところでは、１７年連続で南山城村の後塵を拝しているとのこと。それ以前は和束町が９年連続でトップを占めていたと聞いています。つまり先人が築いた立派な土壌があるわけです。また、市場においては、和束茶は高評価をいただいております。しかし、品評会においては結果が伴わない。行政サイドとして、このことをどう考えているのかお伺いしたいと思います。

今年度の出展者は１６名と聞いていますが、普通煎茶の出展者は１３名、春先のおそ霜の影響があったとは思いますが、煎茶の本場を標榜している和束町としては、いささか寂しい数字だと思います。

私個人としても以前から出品茶に興味はありましたが、メリット、デメリットがどのようなものかわからない。役場へ行ったらいいものですが、接点が少なく、わざわざ行く気持ちが出てきませんでした。このような人がほかにもいると思います。つまり、もっとＰＲをする必要があると思います。年１回、れんけいにチラシを挟むだけでは不十分だと思います。和束町の意見を賜りたいと思います。

そして、続きましては、捨て猫、捨て犬対策についてお伺いいたします。

今、空前のペットブームで、各家庭では犬、猫がたくさん飼われています。その反

面、まだまだ捨て猫、捨て犬も多いのが実態です。この３月、役場へ来るとたくさんの子犬、子猫が役場の職員に軽トラックに乗せられて連れて行われました。保健所に連れていかれたと思います。動物に罪はありません。飼い主のマナーです。そこで、捨て猫、捨て犬をふやさないためにも避妊・去勢手術が必要です。そのための助成金を出してはと考えます。

京都府では、京都市、八幡市が実施しています。奈良県では９自治体の実施しております。おおむね４，０００円から６，０００円の助成金です。和東町のお考えを聞かせてください。

そして、役場に持ち込まれた子犬、子猫については、住民に飼ってもらえるようＰＲをしてはどうでしょうか。和東町のホームページに写真を掲載し、防災無線で流してはどうでしょうか。これで何匹かの命は助けられる。和東町のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま村山議員からいただきました茶品評会についてのご質問にお答えをさせていただきます。

和東町は茶を基幹産業として、宇治茶の生産量の約４０％を生産しており、価格においては近隣の生産地と比べて高く取引されており、名実ともに宇治茶の主産地と言えるところであります。これまで出品茶におきましては、多くの茶農家の方々にご協力をいただいているところであり、改めて御礼を申し上げさせていただきます。

さて、和東町では、煎茶のまちとして出品茶に取り組んでまいりましたが、平成１４年度以降、他町村に上位を独占され、個人・産地賞とも受賞できない状況にあり、その対策として、平成２２年度には３５キロ機の導入や摘み子体制の整備等を進めて

まいりました。

また、和束町出品茶推進委員会は、全国並びに関西茶品評会及び京都府茶品評会に関し、出品茶を出品することを対象に奨励及び集約をして、和束茶日本一を目指し、町内出品茶の振興発展を図ることを目的に設置されており、各品評会において上位入賞を目指しご努力いただいているところであり、上位入賞が少ないのは残念なことと考えております。

その中で、私が思うところの入賞から衰退している原因として、3点があると思います。

1点目は、平成10年に京都府で開催された全国茶品評会に向け、京都府から各町村に、できるだけ多く出品してほしい要望がありました。出品茶の量目は10キログラムで、当時、本町が所有していた製茶機械は35キロラインでしたので、製造体制が厳しいということになり、京都府の補助金を受けて、平成9年に60キロラインを整備して、手摘みと機械刈りの両方で取り組んできた結果、平成10年の全国茶品評会は一等一位、産地賞と上位を占める結果となりました。

しかし、その後、和束町は、機械刈りが主流となり、しばらくは上位入賞を維持しておりましたが、審査に対して機械刈りが手摘みより上位とはいかかなものかとの意見があったようであります。

2点目は、和束町の茶がないと初市が開催できないということであります。

京都府茶市場が開催される初市の茶は、ほとんど和束町で占めており、その後の市場も和束町の多数のお茶が取引され、出品茶製造時期と本町茶業が活気づく時期が重なり、出品茶よりも出荷するお茶の製造が忙しく、手摘みではなく、機械刈りで出品されるという構図ができ上がってしまっております。

3点目は、旧来から南山城村は、和束町に追いつき追い越せとの精神、南山城村茶の名声を高めたために、村一丸となって出品茶に取り組んでおられるということであり、ですから、生産者団体が前面で出てきているのは、団体名をつけた出品者を見

れば理解できると思います。

先ほども言いましたように、和束町では、４キログラムの手摘み出品に取り組みやすいよう、平成２２年に３５キロラインを整備いたしました。和束町出品茶推進委員会へも補助金を出して活動援助しているところで、今年度の出品茶対策についての総括を行っていただき、来年度からの出品対策につなげていただきたいと考えております。

また、出品茶につきましては、過去の議会におきましても、手摘み中心の出品が必要との考え方を示させていただいておりますが、出品農家の方々の努力がなくては不可能なことです。和束町出品茶推進委員会等におきまして、ご協議、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

その他の個別の質問項目については担当課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、村山議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今年度の普通煎茶の府品評会、関西茶品評会においては、上位はいずれも南山城村にとられた。１７年連続で南山城村におくれをとっていることについて、行政としてどう考えているということでございますが、先ほど町長が答弁いたしましたように、関西茶品評会の一等一位は、平成１３年に兵庫県で開催されたときです。また、京都府茶品評会では、平成１２年に開催されたときでありまして、その時期から、和束町の出品茶はほとんど機械刈りに移り変わってしまいました。

平成２２年に関西茶品評会が京都府で開催されましたので、３５キロラインを整備

し、数農家に手摘み出品にも取り組んでいただいておりますが、その年は出品茶に対しての三等以上の入賞率は50%ということでございましたが、一等一位には手が届きませんでした。町といたしましては、農家さんが上位入賞できる出品茶に取り組んでいただきたと思いますし、応援していかなくてはならないと考えております。

次に、2番のこたしの出品茶は16名と聞いているが、そのうち、かぶせ茶は1名、玉露1名、てん茶1名であり、普通煎茶の出展は13名、煎茶の本場を標榜している和束町としては寂しくないのか。つまるところPR不足もあると考えるが、どうですかということでございます。

こたしの出品茶は、煎茶16点、かぶせ茶2点、玉露1点、てん茶2点の合計21点を出品いただきました。和束町はこれまで煎茶の町として主に出品茶に取り組んできてまいりましたが、これまで出品茶におきまして多くのお茶農家の皆様方にはご協力いただいているところであります。

先ほども申し上げましたが、平成13年の茶品評会までは一等一位を含む上位入賞を果たしておりましたが、ここ数年、他町村に上位を独占され、個人・産地賞とも受賞できない状況にあります。

繰り返しになりますが、その対策として、平成22年度には35キロの導入や摘み子体制の整備等を進めてまいりました。

また、和束町出品茶推進委員会でも、全国並びに関西茶品評会及び京都府茶品評会での和束町の名声を高めていただくため、各品評会における上位入賞を目指してご努力をいただいているところでございます。

今後とも農家の協力なしには品評会での上位入賞、産地賞確保は難しいことであり、出品者の確保、製造技術の確保等問題解決を急ぐ必要を感じておりますし、これまでは京都府からの期待点数を確保していく努力をしてまいりましたが、結果的には上位入賞とはなっておりません。

また、入賞があった当時を振り返りますと、出品される農家の方は出品茶園をここ

と決めて、出品茶に向けた肥培管理を毎年行っておられた記憶がございます。今後も和束町出品茶推進委員会を中心に、関係団体と協力しながら、上位入賞に向けた取り組みをしていかななくてはならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、2番の捨て猫、捨て犬対策について。

1の①避妊・去勢手術の費用の補助金を考えてもらえないかのご質問でございます。

最近では犬や猫をペットでなく家族として飼われているような状況もあるようです。また、最近では、犬を買うよりも猫を飼われる方がふえているとのことで、これは猫のほうが手がかからない、負担が少ないということが好まれているようでございます。

さて、京都府内で犬・猫の避妊及び去勢手術の助成を行っているのは、先ほどありましたように、京都市と八幡市の2市のみです。また、奈良県では、奈良市が最近やめたというようなことも聞いておりますが、和束町へは、そういった問い合わせは、現在のところ私は聞いておりませんので、現在、補助金の必要性はないというふうに考えております。

次に、②の役場に持ち込まれた捨て犬、捨て猫について、住民に飼ってもらえるようPRしてはどうかのご質問ですが、役場に運び込まれた捨て犬や捨て猫を保護した場合は、山城南保健所に搬送し、収容日からその翌日まで町役場の掲示板に公示することになっております。また、公示期間満了日の翌日まで引き取り手がない場合は、京都府動物愛護センターに運ばれることになっておりまして、希望があれば飼っていただける体制となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございました。

蛇足になると思いますが、私、今ここに持っている資料は、J Aのほうから毎月送られてくる「京都茶生産特報」というものなのですが、これに関西茶品評会についての結果が載っております。今回は京都府の開催ということになりまして、上位は京都が多く獲得されております。そして、一等に入賞された方は、普通煎茶の部でグリーンティー高尾を含め5名、これは全員南山城村です。かぶせ茶の部では、J A京都山城宇治田原茶業部会を初め宇治田原町が4名、そして、てん茶の部においては、宇治市3名、城陽市3名ということになっております。一つも和東町がないというのは、いささか寂しく感じます。

そして、先ほど質問させていただきましたPRですね、これはことし、和東町、総務課から3月発行ということで出されている分なんですけど、これは1回だけですか。その辺、答弁お願いしたいんですが。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

出品茶推進委員会を含めながら、口頭では、いわば出品可能性のある方につきましてお願いはされていると。その中でまた拡大して出品していただく方を確保するためにチラシをまいているというふうな状況でございます。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

以前もちょっと感じたんですけども、出品茶推進委員会というところが表に出して活動されているということなんですけど、その辺が任せ切りのような感じがします。行政のほうは側面から援助はされていると思うんですが、この出品茶推進委員会のメン

バーを教えてくださいらと思うんですが。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

現在、手元のほうに委員さんのお名前は持っていないんですけども、過去の出品をしていただいた方、それから成績優上位の方、また有望と思われる方につきまして、出品茶推進委員会からお声かけをさせていただいて委員になっていただいているというところがございます。

また、委員会の事務局は和東町にございまして、結果、委員会と申し上げておりますけども、町といたしましては、側面から援助、もしくは運営につきましても十分役割は果たしているかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

このPRのチラシですね、これを見て感じるのは、文章が多過ぎると。だから、もっと見やすい資料というんかね、チラシにすべきではないかと思います。そして、まず、もとの出品茶、それだけでいいと思います。そして、あと、文言をいろいろ書いてますけども、出品者資格及び出品茶、そして、2. 出品茶品種、出品茶種等、そして出品申し見込み先、これは和東町出品茶推進委員会事務局、役場農村振興課内と書いていますが、先ほど言いましたように、出品茶推進委員会のメンバーの方を書いていただいたほうが、役場へ来るのは敷居が高いというような方は、そこへ直接行かれても構わないですし、その辺はどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

確かに、代表の方等のお名前を記載して、そちらのほうに行ってくださいというようなお話かと思うんですけど、大体組織で募集された場合は事務局とか提出先ですね、行政であったり、農協であったりというところがその方の行っていただけたところかと思います。

また、出品茶推進委員会におきましても、やはり出品点数を確保するために有望な方につきましてはお声かけもされております。このチラシということで配布もさせていただいておりますけども、やはり声をかけさせていただかないとなかなか出していないと。これは議員のほうにもいろいろお声かけして、出してもらえないかというお話があるでしょうけど、そういった形でやはり個人的にお声もかけさせていただかないと、なかなかチラシ、どういうことが載っていようと載っていまいと、なかなかこれ1枚で出品していただくことは大変でございます。

その中で何とかご協力いただくというようなことで出品をしていただいているというところが現状でございますので、~~タ~~といたしましては、やはり和東町の産地の名前を関西、また全国に広めるためには、鋭意、出品に対して興味を持っていただきまして、出品していただく農家の方のご協力をお願いしたいというふうに重ねてお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

先ほど私、初めに質問のときにメリット、デメリットがどのようなものかわからないということも言いました。メリットとすれば、今、奨励金を出しておられますわね。奨励金というのは、これは和東町だけだと思います。南山城村は奨励金を出しておられません。だから、その辺をもっとここへでも奨励金ありと、金額まで書く必要はない

と思いますけどね、やはりそういうメリットがあるというようなことをこのチラシにでも載せていただければどうかと思いますが、課長、どう思われますか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

私も、過去１５年ほど出品茶にも携わっておりまして、いろいろなお話もあって、いろいろな経験もさせていただいております。確かに議員がおっしゃるように、今おっしゃっていただいたことも確かにあると思いますけども、そういった出品をお願いした段階でこういった奨励金もありますよとか、そういうようにお話もさせていただいておりますけども、なかなかのっていただけない。

この議場でこれだけでこれだけでというようなお金の話ができませんけども、出品をしていただく方に対して、委員会さんから、この方どうだということでお声かけいただいたら、そのお宅に行きましてですね、奨励金はこういう形で出ますとか、そういったお話もさせていただいておりますし、南山城村はないと議員さんはおっしゃった分の奨励金ですけども、宇治田原も全部出しております、額といたしましては、近隣の中では和東町は高い額を出させていただいていると。

ただ、手摘みしていただきますと、やっぱり摘み子さんの１００人近くが出てきて、はっきり言いまして、出品していただいて上位入賞を狙っていただく方につきましては名声を手にしていただくというところでございまして、今後、その方のお名前でジコの販売が有利に動くかもわかりませんが、なかなか出品茶をしたからといって採算ベースですか、計算しての話では、これは上位入賞という狙う中では厳しいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

３番、村山一彦議員。

○ 3 番（村山一彦君）

先月、私、童仙房の同級生から紹介していただいて、グリーンティー高尾へ行ってきました。そして、副工場長の奥谷さんという方と面談させていただいて、いろいろお聞きしてきたわけなんですけど、今年度のグリーンティー高尾の出品茶は、一反弱の茶畑で90人の摘み子さんを確保してやっておられたと。70名ほどが老人クラブの方をお願いしたということです。以前だったらもっとたくさんいたけども、やはり過疎化が進んで人が少なくなっているのも実態です。

そして、摘む茶葉は一芯一葉、もしくは一芯1.5葉ということで、和束町は一芯2葉からということなんで、その辺からすると、やはり向こうの意気込みが感じられると思います。

ただ、私、個人的に思うのは、まず一芯二葉でいいんじゃないかと思います。そうでないと茶畑の面積がたくさん必要になってきますし、そして、とった後は番茶ぐらいしかないかな。実のない茶しかできないので、だから、まず一芯二葉から取り組んでいただけたら、それはそれでいいと思います。

とにかく先ほども言いましたように、市場においてはまだまだ和束茶が優位にあり、南山城村は出品茶に対する熱意はすごいものがあると感じました。

そして、出品茶推進委員会の委員長は今、田中清和君がやっていると聞いておりますので、田中君にも会ってまいりました。彼は彼なりに実直な人間ですので、一生懸命頼みには行っているんだけど、昔の人は卒業したみたいな感じで、若い人もなかなか出していただけないということで、推進委員会としては一生懸命やっていると聞いています。だから、そこに私、個人的に思うのは、もっと行政のほうもやっていただきたいと。

だから、以前、課長に聞いたんかな、それは推進委員会のほうにお任せているような話は聞きましたけども、やはり行政のほうは行政のほうでというような態度で接していただけたらと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、出品茶推進委員会の事務局といたしましては、和東町が頑張っております。事務局サイドとして、確かに委員さんにもお願いしておりますけれども、事務局としても精いっぱい動いていただいていると思いますし、製造の部分につきましても援助させていただいているところでございます。やはり和東町の名声を出品茶の場所で高めていかないといけないという思いでやっておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3番、村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

ひとつよろしくをお願いします。

それでは、次の捨て猫、捨て犬対策について。

先ほど課長は必要性はないとおっしゃられましたけれども、私、個人的な話になるんですが、昨年度、うちの家で野良猫が4、5匹子供を産みました。役場へ持ってきたら、最終的に殺処分される可能性も高くなると思って、必至になって飼い主を探しました。何とか見つかったわけなんですけど、それで、その野良猫2匹がいるんですけども、それも手術に連れていきました。大体おおむね2万円から3万円なんですけども、やはり生き物の命も人間の命と同様と考えると、殺処分というものは寂しいものがあると思います。

必要性はないとおっしゃられたんですけども、仮に5,000円を助成金として出すとすれば50万円で100匹の動物が手術ができるということなんですけども、36億円からの予算規模がある和東町ですので、それぐらいの予算の組みかえはすぐできる

と思いますけども、それでも要望がないというのは、それは個人的な主観にすぎない
と思います。やはり要望はある人はあると思いますのでね、その辺はもう一度、課長、
どう思われますか。お願いします。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

要望がないというのは現時点の中で要望がないというお話をさせていただいており
まして、3年間の犬もしくは猫が和東町のほうに持ち込まれた件数をお話いたします
と、平成26年には犬はゼロ、それから猫が7匹、27年度におきましては犬が5
匹のうち小犬が5匹です。また、猫が12匹持ち込まれましたが、子猫が11匹、成
猫が1匹です。また、28年度、議員もごらんになったのかと思うんですけども、猫
が12匹、そのとき子猫が11匹、成猫が1匹、犬が2匹、これは成犬で野良犬でご
ざいました。

ということで、本町のほうに持ち込まれている猫もこのような状況でございまして、
現に子猫が生まれて去勢手術をしたと。その中でどうするか。猫自身が私どもでも飼
うわけにいきませんので、持ってきていただいたとしても何らかの手段をとらなきゃ
いけないと。

今、言いましたように、動物愛護センターのほうに送らせていただきましたけども、
そちらのほうでどういう形で処理していただいているのかもわかりません。

また、野良猫になり得る形というのは、今、住民の方から猫のふん害やらおしっこ
ですね、尿をされてマーキングしたりするということで、かなり猫の被害というんで
しょうか、苦情が出ております。去勢手術をして、いわば犬を飼う場合には鎖をつけ
ていただかなきゃなりませんけども、猫は放しという形になって、野良猫になったと
きに近隣の住民の方のふん害、尿害というんですか、そういった部分もありますので、

やはりどこかで何らかの形で、まことに生き物に対してはかわいそうですけども、そういった手だてを打っていかな仕方がないのかなというふうに思っております。また、何かいい方法があるようでしたら、そういったところをまたご提案いただけたら検討もさせていただけるかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

基本的にはやはり飼い猫、飼い犬は自分とこでやったらそれはいいと思います。前にもテレビで2年ほど前ですかね、兵庫県のほうで実施されているのは、野良猫の避妊手術、それは行政のほうで、野良猫がふえたら困るということでそういうことをやっていると聞きました。

今、奈良県の分を見ますと、これも飼い猫よりも野良猫対策というところもあります。だから、野良猫に、先ほど課長が言われたように、マーキングとかして、それで、また猫のおしっこってくさいもんですね。だから、嫌われると思います。だから、やはり野良猫だけでもそれをしたら、野良猫がどんどんどんどんふえてきますのでね、飼い猫はそうふえませんが、その辺の野良猫だけでも対応はできないのかどうか、課長。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

野良猫の苦情がかなり多いです。とって去勢手術をしたといたしましても、また解き放すわけ。何をしとるんやというような、逆にですね、虚勢数じゃなくて数を減らせという形で苦情をいただいておりますので、確かに生き物に対しての命を奪うというのは大変悲しいことですので、そうなってはいけないんですけど、内容といたしま

して苦情は、何とか野良猫を退治してくれというような形が多いです。

猫は捕獲できません。とることができませんので、こちらとしても何ともできませんということでお返しさせていただいておりますし、現状、そうしたとしても、猫の被害、ふんの被害、また尿の被害は減りませんので、そういった方向からのお話もいただくかと思いますので、また、先ほど言いましたように、何かいい方法がありましたすけれども、とりあえず両方向ございますので、よろしく願いしておきます。

○議長（畑 武志君）

3 番、村山一彦議員。

○3 番（村山一彦君）

ありがとうございました。

今、野良猫、野良犬の話をしましたけども、確かに野良犬は本当は見かけませんようになりましたね。だから、サルがふえてきているんじゃないかなと。

私、昔から思っているんですが、犬は放して飼いましょうがいいんじゃないかなと。だから、サル対策になるんじゃないかなと思います。これは個人的な見解ですけども、これをもちまして質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

村山一彦議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、11時まで休憩いたします。

休憩（午前10時52分～午前11時00分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

続きまして、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

まちづくり、観光に欠かせない鳥獣被害防止策の確立について質問をさせていただ

きます。

国による特別措置法が平成20年2月に施行されたが、現場中心の行政機関である市町村が主となり実施する野生鳥獣に対する被害防止のための総合的な取り組みを支援している特別措置法が施行されて丸8年が経過いたしました。この法律により、サル、イノシシ、シカの害から食害はなくなるだろうとの甘い期待がありましたが、見事裏切られ、実効性のある対策が見出されていない。

当初からの支援から今日に至るまでの期間、国・府からの対策指示は、町は町独自の総合的な取り組み、対策に努力されているが、結果が伴ってきているのでしょうか。あれこれと対策、知恵は議論されているものの、被害減少につながるヒット対策は出ていない。難題を抱えたまちづくりだが、害獣の存在を抜きにしては議論できない。

害獣の拡大した原因を探ると、①害獣の勢力拡大した原因は、集落の過疎化、高齢化による人間活動の低下②害獣の餌場、隠れ場になる耕作放棄地の拡大③自然環境の破壊による害獣生息域の拡大が原因。特に環境破壊の問題は、起こした我々が解決せねばいけない大きな宿題であり、中山間地域に住む人だけでなく、全国的な全体の問題としてしっかりと考えていかねばならないと思います。

自立促進計画にうたっている集落の整備・環境保全・資源の活用、そして、地域活性化に資する人材の外部導入を促進するため田舎暮らしや農業体験を希望する若者の力を活用云々とありますが、これらを促進する前に、今、申し上げました①②③、この問題を解決できないようでは絵に描いたもちでしかないと思われませんが、行政を預かる長として町民の安全はどのように担保されているのか、まず率直なご意見をお伺いしたいと思います。

ここからは、サルを中心とした被害に絞って質問を続けます。

農作物の食害、とゆ、かわら、テレビアンテナ等の破壊に見られる家屋の損害等を合算すると被害総額は年々増加しているものと思われます。まして、個体数はかなりふえてきているのではないのでしょうか。里へおりてきて栄養状態がよくなり、子連れ

の群れが多く見受けられる。今はA群、B群と大別しているが、分裂している可能性はないのでしょうか。出没する回数が最近はやたらに多くなっている気配である。現在、サルは里と本来生活していた山との区別、認識がなくなり、ふるさとへは帰らず、里での生活が定着しているようだと思います。人間とサルとの生活土俵が重なったために頻繁に出没するゆえンである。サルが人に対してなれてきており、老人、子供、特にご婦人に対しては威嚇をされた。大変怖い思いをしたと数人の方より体験談を聞くことができました。「襲われてけがを負った」「かまれた」という事故の報告が上がっていないのは異常な事態なのかもしれません。今後、いつ事故の報告が上がってくる可能性は否定できないと思います。

政策的にはインバウンドに期待し、空き家利用による定住促進、観光入込客数の達成等々多くのビジョンを推し進めているとき、猿害が今日にでも起こるリスクは大きいと思います。起こらないよう、起こる前に町として万全のリスク管理を徹底しなければならないと考えます。まちづくりにとりわけ観光事業に大きな障害となるは明白。この件についてどのような危機感を感じておられるや、いかなる対策を講じる考えかご意見をお伺いしたいと思います。

このような状況での生活は大きなストレスの連続で、住民はストレスを抱えております。そして、追い払い隊による撃退も行いつつも、個体数が増加しているようでは、個々にガードをして食害を少なくする方法も活用していかなければならない。

本年は府より有害全般に対して185万円の対策費が盛り込まれました。それに対して今年度の町民からの電柵等の資材補助の要望件数を金額で見積もると、1,170万円にもものぼる額となります。この金額ギャップを行政側はどのように受けとめていますか。私は、この段階で財政出動をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

町民の多くは農に親しみ収穫することで心を癒されているのに、サルの餌場となるのは非常に悲しい限りであります。町民の安心を担保するために決して無駄なばらまき金額ではないと考えます。政策的にも、制度としても、町民生活社会の課題に最も

効果的効率的な支援であるとお伝えをしつつ、かつ、英断を期待するものであります。いつまでもこのような野放し同然に近い状態が続けば、町民の負託に沿った茶源郷の未来の姿では決してないと考えます。よろしく実のある答弁をご期待申し上げまして、自席に戻ります。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田泰正議員の鳥獣対策と観光とまちづくりの相互関係についての①から⑤について、全体的に答弁させていただきます。

和束町の野生鳥獣による農作物等への被害が年々増加しており、中でも、サル、シカ、イノシシによる被害が増加しております。特に最近はサル被害の通報が農村振興課にほぼ毎日あると聞いており、担当職員が通報を受けた集落に出向いて追い払いを行っております。また、そのとき通報がなくとも、サルの出現が多数報告されております。

ことし1月から個体数を減らすべく、専門業者に委託して、野ザル団体数調整を実施していましたが、成果が出ませんでしたので、繰り越し事業のご承認をいただき、現在、捕獲おり1基を設置しております。

また、住民に対しては広報紙の折り込みに注意を呼びかける文面を記載しております。観光客には野生ザルですので、注意喚起をする必要もあると考えております。

また、和束町有害鳥獣対策協議会が事業主体となり、国からの補助金で実施しております有害鳥獣侵入防止柵設置事業であります。サル被害が反映して、予算を大きく超える申請がありましたので、国の補助金では足りないために、町単費で手当することとして、今議会の補正予算に計上させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

有害鳥獣による農作物被害は、農家の方々の生産意欲の減退だけでなく集落の維持

へも深刻な影響を与えています。農作物の収穫の喜びを感じて生活できる安心安全なまちづくりのため、京都府や関係機関のご指導を仰ぎながら、地域住民の皆さんと協力して有害鳥獣対策を進めてまいりたいと思います。

具体的な項目につきましては担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、岡田泰正議員の一般質問に答弁させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、岡田議員の一般質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1番鳥獣対策と観光まちづくりの相互関係について、（1）何とかしてくれ、サルの出没による食害等の訴え、全町民の声である。どのように応えるかとのご質問でございます。

先ほど町長が申し上げましたように、サル出没の通報がございましたら、農村振興課の職員がロケット花火や爆竹、電動ガン等を持参して追い払いに出動しております。また、広報紙でも追い払いへの協力や追い払い時の注意点をお知らせしたりしております。現在も、何とかしてくれの声に休日でもできる限り対応しておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、（2）の個体数を減らす取り組みを早急に確立する妙案はとのご質問でございます。

ことし1月に、平成27年度事業で野猿個体数調整の事業を実施しております。当初、ある区で大型おりで100匹から130匹を一斉捕獲する計画で餌づけを実施しておりましたが、当時は里にサルが出没しなかった時期及び餌づけの設置場所も付近の農作物被害をなくす目的から、サルの往来が少ないところに誘導を目指しましたが、

3月まで餌の餌づけができなかったというところでございます。

平成28年度ということで繰り越しのご承認をいただきまして、4月からも餌づけを続行いたしました。餌場への寄りつきがなく、5月に計画を変更できないかと業者に申し入れて協議いたしております。そして現在では、ある区で5メートル四方の大型おりを設置いたしまして、その中に餌をまいて、少数でも捕獲できる体制で事業を実施しているところでございます。

また、有害鳥獣駆除事業につきましては猟友会のご協力をいただいておりますが、銃器は規制が厳しく、個人資格でありますので、中山間地での銃規制の緩和を京都府へお願いをしておりますし、議会からも要望していただいていると伺っております。また、議員が言われるように、妙案があればありがたいのですが、現在は法律の枠の中で何とかと努力している次第でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、4番のサルによる食害を防ぐための防護柵に財政補助の決断をとのご質問でございますが、先ほど町長が答弁いたしましたように、防護柵の事業につきましては、和束町有害鳥獣対策協議会が事業主体となり、国からの補助金で実施しております有害鳥獣侵入防止柵設置事業でございます。

今年度、協議会が要求した補助金は495万円でしたが、国からの内示額が185万2,000円でありましたので、当該事業の申請受け付けを行う際に、補助金に達成すれば事業採択できないというような文言も入れながら回覧を回していただいたんですが、被害額を反映して予算を大きく超える申請があり、締め切りまでに1,172万7,000円となっております。

当初、今、言いましたように、受付時には予算内の事業採択というようなこととしておりましたが、昨今の被害報告の多さを厳しく見詰めまして、国の補助金の不足分を今定例会に補正予算を計上させていただくので、よろしくお願いいたします。

次に、5番でございますが、老いも若きも等しく農に親しみ、安心安全なまちはとのご質問でございますが、これにつきましては私が解釈するならば、サルを追い払え

る若い人も、追い払えない老人も、農作物を育て収穫する喜びが持てる野生鳥獣被害のないまちであると思います。

答弁にはなっておりませんが、そういったまちができますよう行政も努力しておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

岡田泰正議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、３番、住民や観光客に対して猿害が起きる前にとるべきリスク管理はの部分について答弁をさせていただきたいと思います。

現在、和東町におきましては、サルを初めシカやイノシシなどによるさまざまな獣害が発生しておりまして、先ほど町長、農村振興課長から答弁のありましたように、効果的な対策が望まれている状況だというふうには考えております。

そのような中、観光客等の安全対策につきましては、例えば、緑線コースのせせらぎ小路から天空カフェに上がるコースについて夏場にマムシが出やすいというようなお話がありまして、トレールマップ上の注意書きを行いますとともに、昨年度には注意喚起の看板設置も追加で行いましたところでございます。

岡田議員がご指摘いただきましたとおり、現在のところ、観光客がサルに襲われたといった問題は発生しているというふうには認識はしておりませんが、現状からいいますと、猿害についても今後の発生リスクが懸念されるという状況であると認識しておりまして、広報紙やチラシの作成等による啓発が今後必要になってくるのではないかと考えておりまして、また特に必要とされるような地域、場所などが出てきましたら看板設置も検討するなど、啓発・告知については他の先進地の状況なども含めまして、対応を今後研究していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

先ほど来、町長のほうから私の質問の4番に対する財政補助の決断をお聞きいたしまして、思いが共通することができたと思い、非常に感激をいたしておるところでございます。

それは御礼を申し上げまして、とりあえず鳥獣被害対策というものについて私なりに考えさせていただきましたので、ご質問をさせていただきたいと思っております。

野生鳥獣被害対策、これは一般的に申しますと、棲息地の管理、それから集落農地の管理、それと個体数の管理、この三つの対策が総合的にサルの鳥獣被害をなくするためにはという一つのキーワードであろうかと私は考えております。

その中で、地域ぐるみでこれらの対策を管理して行うには、その地域の現状、だから和束町の現状、そしてそれに対する課題はどうか、現状と課題を見詰める。それに伴って計画を立てて実施する、実践をする。その次に、それらの状況変化において対策を講じていく。サルも非常に学習能力が高いですから、我々の打つ手に対して一度は策略にかかっても、やはり次には応じないと、そういった面がございますので、以上の3点から、私は特に棲息地の管理ですね、これは3月の小西議員のほうから有害鳥獣に対する質問がございまして、そのときに発信機をつけて個体数というものを把握、また行動範囲を把握するというふうなことのご答弁の中に、今後そのような方向で個体数の確認とかを実施していくというふうな答弁をいただいておりますが、その後のフォローについてどのような経過になっているのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

棲息地域の確認ということでございましたが、８月に私、駆除の資格がありますので、おりを設置いたしまして、雌と子の親子を２匹捕獲したんですけども、その１匹に発信機を取りつけました。現在のところ、和束Ｂ群の中で３機、捕獲したときに発信機をつけたのは３機目になりまして、現在、３機がＢ群の中で動いております。

先ほど答弁させていただいた中での情報的なところも薄くなってきているんですけども、山のほうに引っ込んでしまったのか、ちょっと町中のほう、ちらちらとは見かけるようなんですが、以前のような大量に確認できるということが今できなくなっております。８月の中旬でしたら、石寺から原山入口まで移動して、またそれが戻ったというのも日々抑えられていて、奥畑の近くまで行ったというのを最後に情報が消えております。その後、また撰原のほうに渡ったということで、撰原で３波の確認をさせていただいたんですけど、それが杣田に渡って、そこから途絶えておるというような状況です。

発信機をつけた分につきましても、先日も担当のほうが一度、杣田のほう、もしくは撰原で消えているんで、そのあたりで確認したいなというふうに思っているんですけど、なかなか電波がとれなかったりということでございますが、今、言いましたように、サルの動向が、初め確認できた動きとはちょっと違う動きをまたしましたので、なかなか確認して確実に抑えるというところは辛いところがございますけど、きのう担当にも言ったんですけど、とりあえずもう一度、電波発信の関係ですね、電波を受信するように出るということを言っておりましたので、確認してはいきたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

６番、岡田泰正議員。

○６番（岡田泰正君）

やはり今、ご答弁いただきましたように、棲息地の管理、あるいはサル移動経路、そういったものがやはりまだ確実にどういう経路で動いているのかということがはっきりと把握できてない。また、こういったルートについてサルも変えますからね、やはりそういったルートの管理というものをもう少し徹底管理していただく必要があるかと思います。

発信機そのものをつけるにしてもお金がかかりますので、余りたくさんのサルに発信機をつけて行動を確認するといっても非常に財政的にも負担があります。しかし、今、ご答弁いただきましたように、数等では的確な移動行動というものが把握できないであろうと思います。やはり一列に並んで歩くわけじゃないですから、広範囲の中でサルが個別的に行動を起こしますので、やはりA群、B群なり数十頭というものの発信管理をしていかなければならないのかなと思っております。その辺、今後、発信機の設置について、財政的とかいろいろな面もあらうと思うんですけども、どのようにお考えになっているのかということをもっとお伺いしたいと思っております。

それから、先ほど言いましたように、個体数の管理というものが絶対外せないキーワードであろうと思います。捕獲するだけが個体数を減らすという面もありますけども、やはりおサルさんを山へ返す緩衝地帯、出てくるのに怖いと思わせる緩衝地帯をつくっていく必要があると思います。

それで成功されている区もございます。それがなぜほかの区のほうに飛び火をしないのか、そういう疑問が私あるわけなんですけども、行政間の各区の区長さんなり、あるいは役員の方々に単発的に、なりもんを切ってくださいとか、緩衝地をつくってくださいとかいうんじゃないかと、やっぱり継続的に毎年毎年しつこいぐらいアピールしていく必要があるんじゃないかと、このように思っておりますが、そういった計画というものを持つということが私は非常に大事であると。

ただ、思いつきといったら失礼な言い方になりますけども、ことしはこれでいこう、来年はこれでいこう、これは失敗だからこれでやろうと、そういうんじゃない、やは

り計画性を持った実践をする。そして、それが地域の現状に合ったものかどうかという、これをやっぱり十分考えていく必要があるかと思います。

先ほども町長の答弁なり、あるいは課長の答弁なり、大型のおりを1カ所設置したと。しかし、それは失敗に終わったと。やはりこれも棲息地の管理、ルート、こういうものから逸脱してたんじゃないかなと私は思っております。

今後、順次、各区のほうにも、こういったおりを設置していきたいという一つのご答弁をいただきましたけれども、その辺について十分な管理、ルートというものを確立していただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それからもう1点は、やはり棲息地の問題ですね。先ほども申し上げましたように、荒廃農地、これの拡大による隠れ場所が非常に多くなったということが問題となっております。だから、草刈りをしていただくとか、そういった行政面で何とかおサルさんが逃げ込む隠れ場をつくらないような対策がこれから必要になってくるんだと思うんですけれども、それらの総合的なことについて再度ご答弁をいただきたいと、このように思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

先ほどの大型おりにつきましては、1回目の地区につきましては、餌づけのみで、おりは設置しておりませんでして、そこに集めるという予定をしておりました。今現在は餌づけとそれからおり設置と両方で一遍にとにかく100匹と言わず、10匹でも5匹でもとる数でとっていただきたいというふうな形で業者のほうにお願いしております。

ただ、おりのほうが画面を見て落とすおりということでございまして、会社のほう

の手持ちが不足しておるということでございますが、あけばまた持ってきていただくということで、ほかの地区にもお願いしていききたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、ルートにつきましても、先ほど言いましたように、発信機につきましては、かなり群れから離れましたので、別群れというんですが、B群はB群なんですけど、違う形で、本町の群れの動きというのはかなり帯状に長いスパンをかけて、例えば、白栖を外れて別所ぐらいに入った時期にまだ白栖の入り口にいと。石寺から白栖のところにいるというような形で、かなり長い形で移動しております、3個目の発信機も最後のほうにいたので、それは別部隊かなということでつけたんですけど、やはり最終的には同じところに寄って行って、同じ場所で3波受けるというような形もございまして、なかなか悩ましいところでございます。とにかくそういった形で動向を見きわめたいという形で、業者のほうも私ども思っておりますけども、なかなか難しいところにもなっております。

それと、先ほどおっしゃったように、集落で協力してその対策、いわば猿害に対して活動するというのは当然であると思います。私、今、担当課長でございますが、以前、ほかのときに営農組合にそういった活動費をお渡しして、集落によるサルの関係の追い払い隊の結成をお願いしたような経過もあったかと思うんですけど、昨年でしたかね、それがなかなか実っていないというところもございしますので、私どもといたしましては、地元の被害を防止するために、みんなが一緒になってそういったサルの追い払いに努力していただくというのが必要かと思っておりますので、おっしゃるように、皆様方のご協力をいただけるように、また、お声かけはさせていただかんらんかなと思いますが、一度チャレンジしている部分で頓挫しておるところもございしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それと、先ほどありました荒廃地につきまして、やはり草が生えてますと、そこに逃げ込むと、隠れて寄ってくるというようなところもございします。これにつきまして

は、農業委員会の関係でも、荒廃地についてのいろいろな法的制限がかかってきております。近々、農地を荒らしている方についてのペナルティー等、もしくはその土地の所有に対しての意向調査等をしなければならないというところは国からの指示というんですか、制度で起きておりますので、そういったところも含めながら、荒廃地につきましては、そういったサルの生息地になりやすいところでございますので、解消を図れたらなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

今、ご答弁いただきましたように、非常に悩ましい問題である。なかなか、これだといった決め手になるようなことは、和東町だけじゃなくて、全国的にそうじゃないかと思っておるわけなんですけども、これの対策については農村振興課のほうで100%行っておるというほど対応をさせていただいておるわけなんですけども、サルが出没したら農村課の職員の方が、1名じゃ危ないですから、やっぱり2名なりの方で、電話がかかった地区へ追い払いに行くと。それも花火を持っていくぐらいのことでしょかね。今、それで対応していただいているんですけども、それによって1日のデスクワークにかなり影響があるんじゃないかなろうかと。出ていったときに10分、20分ぐらいでは帰ってこれないだろうし、やはり1時間、2時間というものが、サルも、行ったからといってすぐ逃げませんからね、やはり追い払いをしていくためには小1時間、2時間はかかるだろうと思います。それに対して、やはりそれがデスクワークできないがために残業につながるとか、そういった面もかなりあるかと思うんですけども、その辺のことについては課長はどのようにお考えになっておられますか。人的な面も加えてお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

本来、私といたしましては、地元で対応していただきたいというのが思いでございます。現に、区によっては通報がないというような区もございます、それは何かといいますと、地元の集落の方が花火を打ったり追い払いしていただいておりますというところもございます、行政に頼るんじゃなくて、みずから動いていただいているというところもございます。

ですから、これを言うちょっとあれかわかりませんが、通報のある区とない区と割とはっきりしております。たくさんいたよということで、先ほども町長から答弁がありましたけども、後から、大量に来てたというようなことを聞いて、花火で追っていたというような形もございますので、実態把握ができないところもあるんですけども、おっしゃるとおり、やはり地元で追い払いについてはご協力していただけたらというふうに思っております。

この問題につきましても、延々と長き前から出ている話でございます、なかなか追い払い隊ということで緊急雇用という制度ができました当時にも、追い払い隊という形で雇用するかというようなことも以前検討したこともございますけども、その日、来ないかもわからないということで、専門的にその方をお願いするというのも経費的にそれで報酬を払うのかというようなところもございます、なかなか難しいところもございます。確かにご協力いただけるのであれば、危険がないように、でも追い払いしていただけたらと。

それと、先ほどありました、すみかとしているというのであれば、京都府からのご指導いただく分については、寄りつけない集落ということを認識させて、その認識した集落がどんどんふえていって、山へ山へというような説明なりご享受をいただくんですけど、なかなかそういったところは現実味がないんですけども、追い払えば次のところじゃないかという部分もあるんですけど、その次のところもきっちりと追い払

いできれば、里山より下へは出てこないであろうという京都府の専門的なお話もございまして、なかなか成果は見えないし、実際にその形ができてないんですけど、そういった方法でもですね、とにかく山へ追い払う。また、今、おっしゃったように、個体調整でとれるもんはとって数を減らすということも有効かと思いますんで、今後努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それでは、次に、防護柵の申請のことについてお伺いをしておきたいと思っております。

これには補助金もつけていただきまして、非常にありがとうございます。感謝申し上げます。

それで、その内容についてですね、この申請内容を見ますと、木屋地区、白栖南、園、別所、門前、釜塚と、この地区の申請が出ているわけなんですけれども、和東町全体に同じような被害が出ておるんですけども、半分近くしか出ておらない。これは営農組合等々で各地区に周知徹底されているんだろうと思いますけども、その辺の確認を一つしておきたいと思います。

それから、以前は電気柵 1 本でほとんど補助対象になっておったわけなんですけども、最近は複合柵といいまして、サルとそれからシカ、イノシシを一斉に防除する複合柵というものが一応主体になってきております。現在、今、言いました各地区で 1 軒だけ電気柵というのがございまして、あとは全部複合柵というものでございます。これを単価的にいいますと、メーター当たり電気柵については 6 5 0 円の費用がかかるわけなんですけども、複合柵となりますとメーター当たりに 2, 2 1 3 円というものがかかるわけなんです。これを全部補助金的な形で賄っていかなきゃならないと。また、今までそのようにされておったと。

しかしながら、府のほうからおりてくる補助金が少なかったため、切り捨てごめんというふうなことも結構あったんであるかと思うわけなんですけれども、今後、このようなことで、府からの補助金、国からの補助金というものが非常に補助申請するに従って少ない額しかおりてこない今回のような現状ですね。そのようなときには、今後とも町として今回のような財政出動というものはしていただけるのかというふうなことをお伺いしたいと思っております。

補助金の継続年数も29年度ぐらいまでしか、一応、制度的には継続しないよということもお伺いしておるわけでございます。しかしながら、和東町におきましては、まだまだこれからこの有害については対策を講じていかなきゃならない、このような状況下でございますので、府とか国の思いと和東町の思いと住民さんの思い、このギャップというものが非常に大きゅうございますので、その点についても、今後、継続的な補助援助というものをお願いしたいと思いますが、町長、その点はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

特にサルなんですけど、猿害というのは、今もご質問にありましたように、和東町の住民にとっては大変大きな問題というふうになっております。そういう意味において、この対策は和東町にとっても大事なことで、今後のまちづくりにおいても大事なことで、認識いたしております。その辺の取り組み等については、先ほどから課長もる説明をさせていただいております。ただ、妙案がないわけでありまして。

しかしながら、先進地の事例を見ますと地域ぐるみで取り組んでおられ、地域が主体となって取り組んでおられます。そこに行政が財政的に、またいろんな面において援助しているというのがいわゆる成功されているところでありまして。

一つ和東町に目を向けますと、これも担当課長から答弁させていただいておりますし

た。地域で既に取り組んでやっておられるところがありまして、後からこれだけ来ましたという報告を受けておる。そして、来ましたからすぐに来てくださいね。行くわ、花火でぽんぽんと。それやったらうちでできるとか、行って士気が高まらん。そういうことも私たちの内部の中では聞いております。一番大事なことは、住民と協働して、和束町では大変な問題にどう対応するかというのは、やっぱり住民と一緒に考えていかなきゃならん。

今回は、このおりについては、今、言われましたように、国・府といわゆる今の実態と大きな開きがある。これについては補助金がないとかあるじゃなしに、和束町にとっては大きな問題であるから、このところは対応していきたいねということで、常にこの制度ができ上がったという認識は、とりあえず、今、大変だからこの対応をしていかなきゃならんねと、こういう感覚であり、機械的に形式的な対応ではないというようにご理解をいただきたいと思います。

今後、何が起こるかわかりません。今、質問がありましたように、国の補助金がなくなるとか、そういうことやなしに、やっぱり和束町ではそういった中においても大きな問題であることには変わりはないわけであります。そういう中で、行政だけやなしに住民と一緒に頑張って対応していく、こういうことが大事だと思っておりますので、今後も、先ほどまちづくりという観点から、その中には非常に観光づくりもあります、森林対策もあります。今、間伐とかいろんなことがなかなか抜けてきております。それと、営農対策があります。こういうことも総合的に含めて取り組んでいくことが大事だと思っております。

これはサルの対策、これはイノシシの対策、問題はそういうことやなしに、お尋ねにありますように、老人もみんなが生きがいの持てるように、地域づくりをどうしていこうか。その中に猿害があるわけですから、この猿害も一緒に考えて考えるという、の地域づくりを一つ進めていくことがまず前提だと思います。まずは、それぞれの地域に、まずこうして議員の皆さん方もおられると。そういう中心になっていただいて、

今後もそういう地域づくりにご支援、ご協力いただけたら非常にありがたいなと。

もう一回繰り返します。本当に妙案はないわけなんです。妙案というものが出てきた場合には、行政は手を抜くわけにはいきません。この対策に対して責任を持って進めていく、こういうことが大事だと思っておりますので、妙案は何かというところの追求を今後とも進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも一層のご指導、ご協力を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

先ほど岡田議員からありました、おりの単費の関係でございますけど、昨年も不足したということで、300万円ほど単費で手だてして実施させていただいておりますので、昨年もやったということで、十分頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

ありがとうございました。

非常に頑張っていることは私も承知しております。

それで、もう1点だけ、先ほど言いましたように、申請地区が非常に少ないという点がちょっと気になるんですね。だから、広報等、あるいは営農組合主体と思うんですけども、なって、広報はされているんだと思うんですけども、やはり地区ごとの温度差がどんなものなのかと。申請されていることはかなりたくさんのメーター数で申請されておられますし、ない地区も半数あるわけなんですから、この方々もそれなりの被害を受けておられるわけなんですけども、地域の現状を町のほうにも上がってき

ているだろうと思うんですけども、その辺の理解度が私できないので、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

補助金、いわゆる今ありました補助金を申請されている区は7区ございます。ほかの区につきましても既に複合柵ということで、シカとかイノシシ、それからサルにも有効と思われる一番グレードの高いおりが入っているところは柵が入っているところがありますので、それ以外、多数導入されておらなかったところの7区から上がってきております。複合柵につきましては、柵のこの事業につきまして、今年度より採択が、被害が大きいということで緩くなっておりまして、逆に、ふえ方が顕著であったというようなこともございます。ですので、京都府のほうにつきましても前向きに有害駆除に対しての補助ができるようにということで動いていただいておりますので、よろしくお願いいたします。既に今ありましたように7区、複合柵を余り入れておられないところが今、出てきて、7区上がってきております。それ以外につきましては、割と当初から複合柵を入れておられる区がありますので、漏れおちはないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○6番（岡田泰正君）

これも質問させていただこうと思ったんですけども、以前の電気柵の三軒協同、隣地三軒という形で制度があったわけなんですけども、これが多少緩和になったと、これについて詳しく説明だけをお願いしておきたいなと、このように思います。

それともう1点は、以前に電気柵で対応しておったと。しかしながら、電気柵では

どうも対応し切れなくなってきたと。複合柵に何とか切りかえたいというふうなことに對しての対応は、今現在、どのような制度になっているのか、その辺のところのご答弁をお願いしたいというように思います。

○議長（畑 武志君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えいたします。

電気柵の関係でございますけども、地区割なんですけど、今まででしたら地区が隣接したところが3軒以上がなければ、通常、補助事業というのは大体団地化しているということで補助事業をおろすのが主なものでございますので、そういった制度でやっておりましたけども、やはり集落でくくり切れないというところがございましたので、今回につきましては、申請する方につきましては営農組合長さんであったり、営農組合がないところは区長さんですけども、その方の取りまとめによりまして、事業主体は一つとしながら、ちょっと補助が離れてても採択しようやないかというような形の緩和。

それと、電気柵であったがグレードアップしたいということにつきましても前向きに検討いたしまして、先ほど言いましたように、本来、補助金が少ないということの中で、とりあえず一定手だてしているところにつきましてはそういった形でいかせてもらうかと思っていたんですけど、国・府に確認しましたところ、そういったところの対策も大丈夫だということもお答えいただきましたので、やはり被害が発生しておりますし、その当時は電柵しか知らなかったということでなっておりますので、そのあたりの被害を何とか少なくするために前向きに考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（畑 武志君）

6番、岡田泰正議員。

○ 6 番（岡田泰正君）

ありがとうございました。

今回は町長以下担当課長さん、非常に歯切れのいいご答弁をいただきましてありがとうございました。とりあえず、繰り返しになりますけども、悩ましい問題であると。これは皆さんの一致する考えであろうと思います。

先ほど町長のほうから、町民と行政が一体となって何とか妙案を考えていって対策を講じていきたいというふうなご答弁をいただきましたけども、やはり、よりそういう方向に進めていくなれば、町のほうから、ある一つの何かの妙案といいますか、仕掛けが要るんだろうかなと私は思います。ただ、皆さんと一緒に頑張っていこうのかけ声だけでは、従来からきょうまでに至るまでの結果の延長線でしかないのかなというふうに私は考えておりまして、各区民の皆様方に、こういうことをしたら、区内だから何とかしようねという一つの仕掛けが何か皆さんで考えていけばいいのかなと。今後、私たちも一生懸命頑張っていきたいなと、このように考えております。

以上で私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（畑 武志君）

岡田泰正議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 5 0 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

続きまして、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第 1 に、国民健康保険について伺います。

まず、国保運営の府への一元化について質問いたします。

1 点目に、政府が昨年成立させた「医療保険制度改革法」により、平成 30 年度から国保の財政運営の責任主体を京都府に移管するとされていますが、具体的にどのような協議や準備が進んでいるのでしょうか。

2 点目に、移管した場合に、国保税の負担額はどの程度になる見通しなのか。

3 点目に、現在町が実施されている健診等各種の保険事業の実施について、町の主体性、自主性は維持できるのでしょうか。

4 点目に、府への移管で、国保財政や事業の抱える問題、課題が根本的に解決するのでしょうか。

以上について明確な答弁を求めます。

次に、国保税の引き下げを求めたいと思います。

町は昨年度決算において、多額の黒字を計上する中で、今年度、人間ドックや健診事業において負担軽減等の改善を実施されました。これ自身は評価できるものですが、被保険者が最も苦しんでいるのは高額な国保税であり、今こそ国保税の引き下げを実施すべきと考えます。答弁を求めます。

第 2 に、学童保育の充実について伺います。

働く保護者を支援し、放課後などの子供たちの豊かな生活を保障する学童保育の役割はますます重要になっており、さらなる改善や充実が求められています。その立場から 3 点について質問します。

1 点目は、保育料の引き下げについてであります。

もともと月 1 万円と異常に高額だった保育料を月 7,000 円に引き下げられてから随分の年月が経過しております。この間、消費税増税を初め子育て家庭の経済的状況は厳しさを増している現実を踏まえ、さらに引き下げを実施することを強く求めます。

2 点目は、保育時間の延長であります。

働く保護者を支援するには、最低でも午後 6 時半まで直ちに改善すべきです。また夏休み等の開所時間についても、最低でも朝 7 時半に開所すべきです。答弁願います。

3 点目は指導員の体制についてですが、現在、嘱託職員 2 名を配置していただいております。今後、安定した保育体制を考えた場合、正規の職員を配置すべきと考えます。答弁を願います。

第 3 に、公共交通の充実について伺います。

まず、1 点目に、コミュニティバス運行の検討状況について、どのように今なっているのか、答弁をいただきたいと思います。

長年の懸案であるとともに、提言を受けてからも一定期間が経過しており、慎重な検討が必要といたしても、具体的な方向性を示すべき時期ではないかと考えます。答弁願います。

2 点目に、高校生通学補助制度の充実を改めて求めます。

高校制度の改定とともに通学圏が大きく広がり、バス代のみならず通学負担は増大をしております。その影響もあり、自家用車での送迎がふえ、バス利用が減少する傾向が顕著になって久しい状況ですが、いま一度、もう一步踏み込んだ充実を図るよう求めるものです。

以上、答弁を願います。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、国民健康保険税についてですが、1. 府への一元化についての 1 から 3 については、現在、担当レベルでの協議が進められていますので、後ほど担当課長から

答弁させます。

私からは、まず、4 番目でございますが、府への移管で国保が抱える問題が根本的に解決するののかについてお答えをさせていただきます。

国民健康保険は、被用者保険に加入する方などを除く全ての方が被保険者となるため、いわば、国民皆保険制度の最後の砦となっています。しかし、この最後の砦であるということを逆に被保険者の属性において、近年の高齢化、就業構造の変化によって無職の方や高齢者が増加しており、保険税の負担能力が弱い一方で、医療費が高くなる傾向にあります。特に本町のような小規模保険者では、被保険者において高度な医療を受ける必要が突発的に生じた場合などに柔軟な対応をすることが困難であり財政的に不安定な状態が続いております。

このような状況の中、本町を初めとして各市町村の国民健康保険では、レセプト点検の充実、特定健診や人間ドックといった保健事業の実施、後発医療品・医薬品の利用促進など、医療費の適正化に向けて日々積極的に取り組んではおりますが、今後の高齢化のさらなる進展によって国保の運営はますます厳しさを増すと思われます。本町の国民健康保険特別会計におきましても、平成 27 年度は幸い 4,000 万円余りの黒字を計上したものの、それまでは赤字が続いております。今回、黒字計上とはいえ、その要因としては、被保険者個別の事情による医療給付費の減少と保険財政共同安定化事業交付金が今まで 80 万円以上の医療給付対象者であったのが、その 80 万円という縛りが外されたことによるものが大きく、財政的に不安定な状態ということには変わりはありません。今回の広域化については、都道府県が財政運営の責任主体となることから、市町村の国保は不安定要素を心配することなく事業運営ができるものであると考えます。

続いて、ご質問の 2. 国保税の引き下げをについてを答弁させていただきます。

国民健康保険税は、国民健康保険として医療に要する費用、後期高齢者支援に要する費用、介護納付に要する費用を勘案して算出しています。このうち特に医療分につ

いては大きなウエートを占めており、財政的に不安定要素を抱える現状のもとでは引き下げはたちまち大幅な赤字を生み出すことに直結すると考えます。今後も医療費の減少傾向が継続し、広域化後の交付金の算出根拠とされる医療費水準が引き続き下がり続けるのであれば引き下げも可能であると思いますが、現在のところ、その予測はできませんので、引き下げについては考えておりません。

次に、学童保育の充実についてお答えをいたします。

9月を迎え、小学校では2学期も始まりましたが、現在、児童クラブを利用している児童数は36人でございます。国の基準ではおおむね40人の児童に対し2人以上の職員、指導員を配置することとなっております。和束町では家庭との連携のもと基本的な生活習慣を身につけ、遊びや諸活動を通じて児童の自主性や創造性の向上を図るために、平成27年度までは平日については常時4人体制をとり、児童クラブを運営してきたところでございます。今年度はさらに指導員の体制を強化し、平日については常時5人体制で運営しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、保育料の引き下げ実施をについてでございます。

昨年6月、議会でも同様の質問をいただいておりますが、これまで説明させていただいているとおり、平成22年4月から7,000円に引き下げをさせていただきました。また、保育料の設定の考え方につきましても説明をさせていただいております。これ以上の引き下げは今現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、保育時間の延長についてでございます。

利用児童の保護者からの保育時間の延長の要望が多いのであれば、当然対処していかなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、正規職員の配置検討をについてでございます。

保育士、幼稚園・学校教員免許の資格を持った常勤嘱託職員2名を配置しております。また、指導員として臨時職員を平日は常時3名雇用しているところであり、計5

名の体制で運営しており、職員体制については充実させていただいているものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

次に、３番目でございますが、公共交通の充実についての質問にお答えをさせていただきます。

和東町第４次総合計画後期基本計画の第３章第３節の公共交通には、路線バスの充実をより便利な交通システムの構築を施策方針として掲げてあります。その中で、コミュニティバスについては新たな交通システムを住民参加による話し合いと研究によって検討するとうたってあり、現在その方針に基づき検討を進めております。

詳しくは担当課長から答弁させます。

また、路線バスの充実方針の中には、今後も利用促進に努め、高校生等の通学定期等の補助を継続して実施するとうたっておりますので、現行の和東町高校等通学費補助金交付要綱に基づく２分の１の定期代の補助を続けてまいります。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

岡本正意議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど町長から、国保が抱える問題が根本的に解決するのかと、国保税の引き下げについて答弁がありましたので、私のほうからは、府への一元化についての①平成３０年度から予定される府への移管の協議状況はどのようなになっているかから③各種保険事業について、町の主体性、自主性は維持できるのかについて答弁させていただきます。

まず、①の協議状況についてでございます。

昨年５月、医療保険制度改革法が成立し、平成３０年度から国保の財政運営は都道府県が担うこと、保険料の賦課徴収、保険事業の実施等は市町村が担う。その役割分担が円滑に推進できるよう、都道府県と市町村が検討をするとされました。

国においては指針を示し、詳細については都道府県と市町村が詰めていくということにされており、これを受けまして京都府では、昨年、広域化協議会推進会議が設置され、国の検討状況、納付金算定、今後の検討体制、第三者求償、広域化等支援方針の改正などが検討されたところでございます。

また、これとあわせまして、推進会議の中で財政保険料部会と給付保険事業部会が立ち上げられ、柔整療養費、特定健診、特定保健指導、第三者求償などについて検討されております。

そして、本年度に入りまして、この部会の中に市町村の実務の実情を把握し、担当者の意見を聞くための検討体制として、財政、賦課収納、資格給付の各検討班が設置されました。

資格検討班では、被保険者証の交付、高齢受給者証の交付、限度額適用認定書の交付、高額療養費の算定など、財政班では、納付金の配分や保険料の標準的な算定方式など、賦課収納班では、保険料方式と保険税方式、納期・減免などについて検討されています。これら検討班で平成３０年度以降の国保運営に必須の項目を優先的に検討し、それを踏まえて、来年３月をめどに国保運営方針の素案を決定することとなっております。

続きまして、②移管した場合の保険税額の見通しはについてです。

保険税額については各市町村の医療費水準や所得水準を考慮した中で、都道府県において標準保険料率を示し、それを参考に市町村が条例で定めることとなっております。そのスケジュールですが、京都府では、本年度後半に試算が示され、京都府の国民健康保険運営協議会でも議論されることとなっております。

国が示す指針では、特定健診等の保険事業については標準保険料率の算定対象とは

なっておりませんが、これまでどおり公費が投入される保険事業を初め、第三者求償や後発医薬品の利用促進など、医療費の適正化に向けた保険者努力については国としても積極的に推進する方向であることから、京都府では、保険事業ありきを前提に標準保険料率を算定し示す方向で協議されているところでございます。

以上のことから、次の③のご質問、各種保険事業について、町の主体性、自主性は維持できるのかにつきましても、国保事業について、保険税並びに国・府補助金等で賄うということに変わりはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

なお、保険事業に係る経費も含めた形で保険料率が示されますが、実際に京都府へ納付する納付金については、医療費水準をもとに計算された分であって、その差額については市町村の国保で保険事業に充てるということになるかと思えます。

以上、岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

岡本議員の一般質問について、私のほうから答弁させていただきます。

私のほうからは、大きな2番、学童保育の充実について、（2）保育時間の延長を、（3）正規職員の配置検討について答弁させていただきます。

保育時間の延長についてでございます。現課としての考え方を述べさせていただきます。

今年度の学童保育の運営の関係でございます。

まず、保護者の方からそういう延長の声が上がっているのか、また保護者の勤務先に支障を来しているのかでございます。

現在のところ、福祉課のほうには特に相談等はございませんでしたので、従来どおりの時間で運営しておりますが、仕事の関係で迎えにくるのが少し遅くなった場合など、指導員が柔軟に対応させていただいているところでございます。

また、近隣の市町では、6時以降については時間当たりの延長保育料を徴収しているところもございます。6時以降に希望児童の延長保育をする場合には、やはり延長保育料の徴収等も検討しなければならないと考えております。現時点で総合的に判断して、午後6時までの運営時間とさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、正規職員の配置検討をについてでございます。

町長が答弁いたしましたように、児童クラブは平日5名の体制で運営しております。主任指導員、副主任指導員が常勤嘱託職員で、週31時間の勤務時間となっております。平日は午前11時30分から午後6時15分までの勤務時間で、土曜日は午前8時から午後1時、午後1時から午後6時15分まで交代で勤務しております。また、臨時職員4人につきましては、平日午後2時半から午後6時までの3時間30分の勤務体制となっております、土曜日は午前8時から午後1時まで、午後1時から午後6時までの勤務体制となっております。

現課といたしましては、平成28年度より指導員の充実を図っていただきましたので、引き続き、この体制で放課後児童クラブを運営してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、岡本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

私からは、岡本議員の3の公共交通の充実についてのご質問のうち、コミュニティバス運行の検討状況についてお答えいたします。

コミュニティバスの運行につきましては、平成26年4月、和東町交通手段確保に関する懇話会から提言をいただいた和東町における生活交通のあり方についての中で、町の中心部に住民の憩いの場となるとともに、奈良交通バスの待合所の機能を有する

コミュニティカフェを整備し、集落とコミュニティカフェを結ぶコミュニティバスの運行の検討が必要とのご意見をいただいております、担当課において提言内容に基づく内部検討を進めておりましたが、具現化までには至っておりません。

今後はことし4月に相楽東部3町村を一つの計画圏域として、基幹交通とアクセス交通からなる公共交通のネットワーク化の再構築を進めるべく組織されました。地域公共交通活性化推進法に基づくJR関西本線姫川沿線地域公共交通活性化協議会によって策定されます地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにする、地域公共交通網形成計画をもとに検討を進めてまいります。

この10月には、計画策定に係る圏域の移動実態及びニーズ調査のため、全世帯を対象としたアンケート調査を実施させていただく予定でございます。今後、アンケート調査の結果を含め、当該協議会において議論される内容につきましては、路線バス等対策協議会、地域公共交通会議などで随時報告させていただき、ご意見を賜りながら、高齢者社会への対応や住民の福祉向上ため、より便利で使いやすく、かつ持続可能な公共交通システムを構築できるよう努めてまいります。

以上、岡本議員の一般質問の答弁JRさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、まず、学童保育の件についてさきに再質問させていただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁を聞いておましてですね、本当に和束町として、今後、子育て支援を進めていく気があるのかという思いを大変いたしました。

先ほどたまたまですけども、税住民課のほうから、昨年度の人口動態について資料をいただいたんですけども、平成27年度の出生数というのは、見てみますと、1

3人というふうになっております。これはもちろんいろいろな要因があるわけですが、少なくとも、やはり和東町として今後とも地方創生の中にもありますように、若者が安心して子供を産み、育てられるように、そういうまちづくりを進めていくという方向が大変大事だというふうに思うんですけども、先ほどの答弁からは、そういった意欲も、また方向性も全く見えないなというふうに思いました。

それでは、まず、保育料の引き下げについてですけども、いわゆる平成22年度から月7,000円に軽減いただいたということですけども、それからもう6年経過いたしました。先ほど言いましたように、この間、増税も含めましてですね、子育て世帯の経済的な状況というのは大変厳しさを増しているというふうに思います。そういう中で、少しでもそれにかかわる負担を減らしていくということは、行政としてしっかり考えていかななくてはならない問題じゃないかと思うんですね。私に言わせれば大変中途半端な引き下げをしていただいて、それでもう終わりということではないと思うんですね。

予算的にも、平成27年度の決算だけ見てみますと、保育料の収入というのは219万円ほどありますけども、これを仮に5,000円に引き下げた場合、これは単純計算ですけども、最低でも、ほぼ70万円ほどあればできるんじゃないかと思うんですね。そういう点でも、27年度というのは1億円以上の黒字を出しておられると、実質収支だけでもですね。そういう点からいっても十分に引き下げるだけの財源もあるという意味では、直ちに引き下げに踏み出していただくということが町としてとるべき方向じゃないですか。何かそれを拒むような原因というか、今の町の状態からしても財政的にも拒むようなものはないと思いますけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員のご質問の中に、平成２２年度の引き下げが中途半端という言葉で質問いただきました。返すようで申しわけないんですが、私ども引き下げをする時点においては最大限に努力をしまいいりました。当時もこれについては議論させていただき、他市町村では５，０００円プラスおやつ代と、こういうところでやられておるわけです。

いろいろとある中で、私どもはそのときに、できる限りのその時点で引き下げようという努力の結果がそうでありました。そのときに思いが繰り返しますのは、岡本議員が言われた職員の充実、まさに二人体制でいける職員定数の中でもですね、先ほど課長から答弁いたしました。非常に住民の皆さんにお応えするという、安心できる職員体制こそ必要ではないかということを努力をしまいいりました。

２８年度では、指導員を１人増員させていただきました。こうして取り組んでまいりました。

我々、これ一つでもって子育てが充実であるとかないとか、そういうことやなしに、今後、総合的な立場に立って、施策に立って私は考えていくべき必要があろうかと思っております。

私がこの考えが３，０００円引き下げたときに、もし中途半端とするならば、今、岡本議員のご質問が成り立ちます。そのとき私は精いっぱいお答えさせていただき、職員こそ必要だ。そして増員こそ努めなきゃならん。そして、先ほど課長の答弁にありましたように、預けていただける方がもし要望があるならば、それにお応えもできるような体制を整えていこうという柔軟な対応を進めてまいりました。

繰り返します。一生懸命取り組んできたからこそ、次の引き下げというものはなかなか難しい、こういうことでありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

いわゆる要望があればという話ですけどね、私は7,000円に引き下げさせていただいて以降も何度かこの問題を言っていると思うんですよ。今回は特にそういったものはしておりませんが、いわゆるアンケートをとって引き下げしてほしいという声がありますよというふうに示してきたはずです。今、町長の言われる要望があれば応えるということであれば、じゃあ、なぜそのときに応えていただけなかったのかという大変矛盾した答弁をされていると思うんですよ。

いわゆる6年前の努力というのが、もちろんそれは努力されたでしょう。でも、それが目いっぱいであるというのであれば、それこそやはり中途半端な努力だというように思うんですね。あれでもこれ以上どうしようもないというものでは決してないというふうに私は思いますし、職員体制の充実というのはもちろん大きな問題です。

この間いろいろと嘱託を二人体制にさせていただいたりとか、アルバイトの職員をふやしていただいたりとかいうことそのものは大変評価しておりますし、努力いただいていることは知っております。だからといって、じゃあ、保育料の引き下げはしなくていいのかということではありません。それはまた別の問題です。

やはり子育て支援というのは、経済的な負担を軽減するということは大きな柱なわけですから、いわゆる職員体制の充実と引きかえに保育料の引き下げを断念するというものではありません。ですので、先ほど言いましたように、十分それに応えるだけの財源もあるわけですし、また実際に今の出生の状況とか見ても、より努力いただく必要があるわけですから、ここで思考停止というわけではなくて、来年度に向けてぜひ検討を強めていただきたいと、これは強く要望しておきたいと思います。

それから、保育時間の問題ですけども、まず課長にお聞きしたいんですけど、いわゆる今、夕方であれば6時までやっていただいています。そういうもとで、例えば和東町で働くという関係であれば、町内で働くというのは大変限りがあります。ですから、どうしても町外のほうに職を求めたりとか、そこに働いておられる方も多くおられると思いますけども、30分で余裕を持って送迎できるという意味では、どの程度

の範囲だと思っておられますか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

30分の範囲といいますと、東のほう、西のほうが木津川市、そしてまた北のほうになりますか、滋賀県の甲賀市、信楽町の範囲だと考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

ということはですね、例えば、京田辺市であるとか八幡市であるとか宇治市であるとか精華町であれば間に合わないということになりますね。5時半にたとえきっちり終われたとしても、6時に間に合わない。それが今の和束町の学童保育の閉所時間だというふうに今の答弁を聞いてもわかると思うんです。要は、そういった範囲内では働けない。それが今の学童の閉所時間ということですよ。

それで、先ほどそういった話は聞いてないと言われたけど、この夏休みに、私は担当課にちゃんと伝えましたが、これは夏休みの話ですけども、8時に開所する。けども、それに間に合うように子供を送り届けるということになれば、どうしても職場に間に合わないというケースが起こっております。その方はだから子供を優先して自分は遅刻されております。そういうことをしてたら何のための学童保育なのかになりますよね。1人でもそういう方がおられるということは、大変大きな問題だと思うんです。ですので、夏休みの長期休暇等についての開所時間というのは8時では不十分だということがはっきりしていると思います。

それから、夕方についても、先ほど言ったように、そういう範囲でしか働けないような状況で運営しているということがはっきりしているわけですから、実際に京田辺

市や向こうの方で勤務されている方もおられます。そういう方に無理をしていただいて送迎いただいているということですね。それでいいんですか。

もう一つ言いたいのは、保育園はどうかというと、６時半でしょう。６時半までやっていますよね、延長を。なぜ学童保育は６時なんですか。小学校に上がった途端に３０分繰り上げて帰ってもらわなくちゃいけないんですか。なぜそうなっているんですか。ちゃんと整合性を持たせてね、保育園のときは６時半まで預けることができる。そこまでは何とかぎりぎりまでいける。でも、小学校へ入学した途端に６時には迎えにいかなくちゃならない。これは大変ミスマッチといいますかね、保育園との関係からいっても整合性のないことだと思いますし、最低限、保育園に合わせた朝７時半、夕方６時半に延長するというのは当然じゃないですか。どうですか。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、岡本議員がおっしゃる延長の保育の関係でございます。

岡本議員のほうには確かに保護者の方から相談があったかもしれません。当然、児童クラブを申し込んでいただくときに保護者の方とお話をさせていただきます。その際、そういう話は出ておりませんでしたので、先ほど最初に答弁させていただきましたように、６時で問題がないと判断して６時までとさせていただいております。

また、そのほかの方々についても、当然、相談があったときに、最初の申請でございますが、その相談があれば相談に応じて対応するというところをお話しさせてもらっております。しかしながら、今年度についてもそういうお話はございませんでしたので、職員等の勤務時間等を考慮して、これまでどおりの６時という形で対応させていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

だから、そういう声があるということを行っているじゃないですか。私に相談があったということは信用できないということですか。その相談のもっと前の話でしょう、それは。4 月か 3 月か知りませんが、その時点の状況をそのまま固定化して見られて、だから問題ないと。

夏休み、実際にそれ行かれてそういう声があったからお伝えしているわけであって、それで問題がないとはどういうことなんですか。実際にそういうふうになっているんじゃないですか。直接言わないと対応しないんですか、和束町の福祉課というところは。ですから、そういう問題は実際起こっているわけですし、今後も起こる可能性はあるわけです。ですので、職員の方に柔軟な対応といってね、ある意味、ただ働きになるじゃないですか。そうなったら、ちゃんと時間を延ばして正規の労働時間の中で対応すればいいじゃないですか。なので、そういう具体的な問題が起こっているわけですから、ちゃんと対応していただきたいと思いますし、先ほど課長が、これは町長のお考えなのかどうか知らないけども、もし延長するとしたら延長料をとりますと言われましたよね。これは私、信じられない話をされますよね。これが本当にこれだけの若い人たちを支援しようと言っている町の方針なのかなと思うんですよ。

近隣とよく言われますけどね、近隣とは状況が違うんですよ、和束町というのは。例えば、木津川市でやっていることと通勤の範囲だって変わってくるし、公共交通だって違うわけですよ。和束町というところはどういうところなのかということを一番知っておられるわけでしょう。そういうことを単純に近隣と比べてね、だから問題ないみたいなことを言われて、近隣がそういう延長料をとっているから、和束もやるんだったらとりますよなんていうね、もし延長するんだったらとっていいですかという、こういう脅しじゃないですか、はっきり言ったら。大変信じられない答弁をされてい

と思うんですね。言われていることとやろうとされていることは大変真逆というふうに思わざるを得ないと思うんです。時間ありませんから、とりあえずあれにしますけども、実際問題が起こっているわけですから、対応してください。それだけ答えてください。

○議長（畑 武志君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

もう一度確認いたしまして、保護者の方々とお話をさせていただいて、必要であれば考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、児童クラブの運営の収入の関係でございます。

実は昨年度より京都府の補助金が約3分の1減額となっております。平成26年度までは209万6,000円という金額が京都府からいただいておりますが、平成27年度につきましては144万4,000円ということで65万2,000円、約3分の1減額となっております。しかしながら、その分は皆さんの保育料には反映しないで、当然、町が負担すべき費用ということで対応させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

先ほどどおり抗議していただきたいですね、町長。なぜそんなことをするのかということも含めて、保育料の引き下げと、それから保育時間、今、話ありませんでしたけどね。一応確認はすると言われたけども、どっちにしてもですね、これからいろんな方に和東町に入ってきてもらおうと、住んでもらおうとしているわけでしょう。そういう方に和東町としてどういう姿勢を見せるのかということを行っているんですよ。

ですので、最低限、保育園と同等の保育時間にさせていただきたいと、これも強く要望しておきたいというふうに思います。

あと、職員関係については、時間ありませんので要望にとどめておきますけどね、たしか正規職員をとという話をしているのは、今、学童保育の子供たちの状況であるとか、本当に学童保育を安定した体制にしていこうと思ったら、また人をちゃんと確保するということから考えても、やはり正規職員を置くということは大変大事だと思うんですよ。保育園だって正規職員を採用されているんじゃないですか。学童保育はそうじゃなくていいということにならないと思うんですよ。ですので、これはぜひ今後の検討課題として考えていただきたいというふうに思います。

次にですね、公共交通の関係でいいますと、高校生の関係で、ちょっと時間ありませんので、聞いておきたいと思います。

通学補助を半額補助で今後も維持するという答弁をされたわけですが、やはり今、高校生の通学圏は大変広がっております。しかし、それにふさわしい補助制度に京都府もなっていないんですよ。実際にいろいろ今どんだけ和東の子が公共交通機関を使って高校に行けばお金かかっているのかと、この半額補助をしてもですよ、いったらですね、例えば、一番標準的に河原からバスに乗ったとして木津高校に行くといった場合でも、年間14万円ほどかかるわけですね。あと、南陽高校に行こうと思ったら、全て公共交通機関を使った場合ですけどね、22万円ぐらいかかるんですね。だから、高校の授業料というのは府立の場合は無償化されている面もありますけども、それに匹敵する、また以上の交通費というのがかかるわけです。

特に、これは和東町の子供にとって避けられないといった状況があります。だからこそ、車の送迎等も頻繁に行われるようになってきたという背景があると思うんですけどね、ですから、そういった点で、このことが進路を選択するという上でも大きく影響もしておりますし、大変、高校生子育て支援という観点からも大きな負担になっているというふうに思うんです。

です。先ほど町長が半額補助を維持すると言わなかったけども、やはりこういった実態ですね、状況も踏まえて、高校生が安心してどの高校であっても通学できるように、これは今までも同じ状況がありますけども、もう一步踏み込んだ補助をすべきときじゃないですか。その辺、町長お考えないですか、こういう状況を踏まえても。どうですか。

○議長（畑 武志君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

こういった問題、特に通学定期の問題です。今、お尋ねいただいていますように、学校の進路決定まで含めて影響しているがごとくの話として受け取りましたですけども、逆に、もっと総合的にとらえていくべきだというふうに思っております。

私どもも、今まで維持がこだわっているわけやなしに、先ほども課長から答弁しておりますように、いかにこの交通路線の公共交通を維持していく。そのためにも非常に多くの方に乗っていただくべきと、こういうことをやってきました。時には回数券、この和東町全域300円を限度額にして試行を重ねたときもあります。しかしながら、それは乗車増にはつながっていないわけであります。

今、言われましたように、そういうことをもう少し検証し深めていくことこそが大事であり、まだ、そういう段階には至ってない。いわゆる3分の1の補助でスタートいたしましたけども、2分の1にしてその成果が出てきていない、こういうところに根本的な問題があるかと私は考えております。そういう意味で、まず根本的なところを掘り下げた中でのこういう問題を検討していくべきだと私は思っております。

余り高いとか安いとか、そういうことやなしに、大事なことは総合的に含めて、交通手段も含めて大事な教育環境になるだろうと思っておりますから、私ども、昔、高校に通ったところとか思い出しながら、今、そこのどの辺が教育という明快なところは

ありませんが、私ども、やはりそういう中で勉強してきたありがたさというものも感じとって、頑張らなきゃならんというところにもつながったことも事実です。いろいろ含めて、全てがどの段階が一番いいのかというところは、繰り返しますが、もう少し掘り下げて検討していくべきかなと、このように思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

実際この間、ここ数年ですね、一番近い木津高校に通う高校生が多かったことがあって、それがやはり一定バスの利用にもつながっている面もあります。今、少なくなっているというのは、子供の数自身が減っていることもありますけども、やはり遠距離になっているというのは、これは高校制度の問題ですけども、大きな影響があるわけですね。ですから、いろいろ掘り下げていただくのは大事ですけども、実際そういう実態になっているわけですから、先ほど進路選択に影響があるかのようにと言われたけども、これは実際あるわけですよ。幾ら行きたくても、それだけの遠距離で負担を払ってでも行くのかというところでいろんな壁が出てくるわけですから、それも含めて早急な検討をいただきたいなというふうに思います。

それと、あと、コミュニティバスについては、課長に1点だけ聞いておきたいんですけども、いろいろと今後検討いただくことをお話しいただきましたけども、先ほど質問でも言いましたように、これは十数年の、町長が就任されて以降ずっと言っておられたことなんです。その間に町の姿というのは物すごく変わってしまって、当初のコミュニティバスということは走らせるという意義そのものも大きく変容してきているというのがあると思うんです。ですから、ある一定スピードを持って対応していないと進んでいけないと思うんですけども、その辺、大体いつごろまでに一定の方向性を出そうというものを持っておられますか。そこをやはりちゃんとはっきり、一

定そこまでにやろうということがないと、いつまでもずるずる行ってしまうと思うんですね。そこだけ答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

はい、お答えいたします。

コミュニティバスの今後の検討のスケジュールでございますけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、ＪＲ関西本線の沿線地域の公共交通網の形成計画を今年度中に策定するという事としておるわけでございます。答弁させていただいたとおり、１０月に住民アンケートを実施させていただきまして、その後、住民のワークショップも開催し、関係機関の意見交換会も開いた形で、１２月上旬に計画素案を取りまとめ、来年になりましたらパブリックコメントで、最終的には３月に決定していくということとなるわけでございます。

この間、当然、先ほど申し上げましたように、路線バス等の協議会のほうにも報告なりご意見をいただいて進めてまいるという予定をしておるわけでございます。３月末で公共交通形成計画が策定できましたら、その計画がマスタープランということになりますので、それに基づく実施計画をつくっていかねばならないということになるわけでございます。その実施計画につきましては、平成２９年度に着手するということとなろうということでございます。

ただ、提言いただいてからもかなりの時間がたっておるということと、過去からのそういったコミュニティバスの必要性の議論もあったということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり持続できる公共交通網を形成しなければならないということが大前提でございますので、慎重にしなければならない面が多々あるということでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

初めから 100%のものはできないと思いますけども、試行も含めて、ぜひ一定スピード感を持ってやっていただきたいというふうに思います。

残り時間で国保の問題を幾つかお聞きしたいんですけども、まず確認なんですけど、課長で結構ですけど、京都府が出しております広域化支援方針でありますよね。その中に、いわゆる事業運営の広域化という中で、いわゆる京都府が企画立案し、市町村間の調整を図った上で、市町村が地域の実情に応じて参加を判断するというように書いてあるんですけども、参加を判断するということは参加しないという選択肢もあるということですか。

○ 議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○ 税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

その件につきましては、最終的には今年度末に素案が策定されるということでございますので、まずそのときに判断されるということだと思います。

○ 議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

よくわからない答弁だったんですけども、これだけ見ていると、参加を判断するということは市町村に判断が求められているということだというふうには思います。

それですね、もう 1 点、これは聞いておきたいんですけども、その辺、間違いなかったらもう一回答弁いただきたいですね、今の。

市町村が参加するかしないかの判断するものなのかということを聞いたんで、そこをもう一度はつきりと言っていただきたいのと、それから、いわゆる保険税が今後ど

うなるのかという話ですけども、いろいろどういう形でやるかということは答弁いただいたと思うんですけどね、やはり大事なのは、現在よりも保険税の負担がふえてしまつては余計に被保険者の生活も大変になりますし、それから財政も大変になると思うんです。そういう意味で、やはり少なくとも現在の水準というものを上回らないと、これ以上の値上げはしないということが大事だと思うんです。そういったことが府の一元化によって可能なかどうか、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、岡本議員の質問にお答えいたします。

最初の参加を判断するということですが、広域化等支援方針のことですか。京都府の国民健康保険広域化等支援方針、過去何回か開催されております。これにつきましては、参加を判断するということではありますけれども、京都府内市町村一体となって進めていくものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、保険料のことですが、保険料につきましては、先ほども言いましたように、医療費水準なり所得水準によって標準保険料率が算定されると。今年度後半ですが、試算が示されるということになります。

本町のほうは、今現在、保険税ですね、決して低位ではないかと思うんですけれども、高位であるとも言えない状況でございます。京都府内市町村と比較しても極めて高位であるということではないと思います。

ただ、1人当たり医療費につきましては、京都府内でもかなり高位のほうにあるということになりますので、それを反映された保険税になるか、保険料になるかわかりませんが、過去からも高い医療費のもとで保険税が決められてきた経過もありますので、ただ、見通しとしては、保険事業等も勘案した中で保険料が算定されると。それにつきましては、今までと変わりはないというふうには理解しておりますが、今

の1人当たり医療費につきましても、27年度は26年度に比べて7,000万円余り医療費としては低かったわけですが、25年度以前よりは数千万円単位でふえております。ということで、それに見合った保険料税ということになるかと思えます。

ただ、急激に上がるということはないと思うんですけども、あった場合に激変緩和措置も検討されておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

基本的に医療費の動向や所得水準等が反映するということですので、どうなるかわからないというのが多分あると思います。ただ、今以上にほかと比べて高位とか低位とかいうことは余り関係ないといったらあれなんですけど、やっぱり負担感の問題なんです、和東町の住民の方の。

今の和東町の国保税は大変高いです、被保険者にとってみればですよ。これ以上、上がれば、とても払い切れないと。実際、いただいた資料でも1割以上の方が滞納世帯になっていきますし、昨年度、税機構で差し押さえられた件数も881件にのぼっているというような状況がありますので、最後に確認です。

課長で結構ですので聞いておきますけども、そういった状況を調整する上でも、やはり町としての一般会計の繰り入れでもって負担とならないように調整していくということが私は必要になってくると思います。それが新しい制度のもとでは可能なのかどうかですね。やるかやらないかじゃないですよ。できるのかどうかだけ教えてください。

一般会計の繰り入れはできるのかどうか。今はされているところは多くありますけども、和東町としてできるのかどうかだけ教えてください。

○議長（畑 武志君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

先ほどお答えさせていただきました検討班の中でも一般会計からの繰り入れについても協議されているところでございますので、その結果を踏まえて判断するということになるかと思います。

○議長（畑 武志君）

岡本議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから２時４５分まで休憩いたします。

休憩（午後２時３０分～午後２時４５分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

続きまして、岡田 勇議員。

なお、岡田 勇議員より、喉の調子が悪く、飲料水の持ち込みの申し出がありましたので、和東町議会会議規則第１０３条の規則により許可いたします。

○９番（岡田 勇君）

議長のお許しをいただき、一般質問をいたします。

通告のとおり、堀町政の１６年の歩みといいますか、すなわち総括であります。

まず、最初に、昨今、日本の国土には例年になく非常に天変地変が激しく、地震や台風による被害が多発し、九州を初め東北、北海道までに至っております。被災された方々に心からご冥福と、お見舞いを申し上げます。

さて、堀町政の歩みを私なりに簡単に述べたいと思います。

１期目では、初年度のことであり、元気いっぱい希望にあふれた所信演説をされました。２１世紀は「地方の時代」と言われ、個性豊かで、活力に満ちた地域社会の実現を図るべく努力、その真価を問われているとあり、本町においては中山間地域と

して少子高齢化や過疎化の傾向が強く、対策が急務とおっしゃっていました。

加えて、道路の問題を初め福祉・環境・農業等において多くの行政課題が山積していることで、特にＪＲバス路線の廃止に伴う公共交通の整備や財政問題は待ったなしの問題として、本町のまちづくりの前に大きく立ちはだかつております。住民の皆さんの理解と協力をいただき、その打開策を講じますと声高らかに申されました。

２期目では、支援をいただいた住民の皆さんに対してお礼を申されて、これからの和束町のまちづくりは町財政が非常に厳しい状況であります。常に挑戦しつつ、本町が目指している「人が輝き、美緑あふれる郷和束」を実現させるために、一層推進する必要があると。しかも、将来の市町村合併を見つつ、周辺の動きにも注視し、近隣町村との連携を図り、行財政改革をさらに進めていきたいとおっしゃい、福祉の充実のため特養の誘致、子育て支援センターの設置などを進め、さらに農村の機能を生かした福祉や教育の充実に努める。また、主産の茶業の振興として、産地表示の取り組み「和束茶」のブランド化にかけた取り組み、そして町の発展の基礎となる道路整備について、議会と一緒に京都府に要望していきます。府道木津信楽線の充実をし、和束の発展は茶、道にあると言い、引き続き力強いまちづくりを目指しますとおっしゃいました。

３期目は、農山村としてのまちづくりを求められていると身の引き締まる思いでいっぱい、２期目までの８年間は広く住民の皆様の協力をいただき、京都府とも協調し、行財政改革を進めながら、「茶、道」を軸としたまちづくりに努めていきます。さらに、農山村のすばらしさを広く町内外に発信し、茶源郷「宇治茶の郷、和束」の実現に向けて皆さんと協働しながらまちづくりを推進していきたいと考えていますと。

さらに、「学術研究農村」の実現に向けて取り組みたい。３期目の町政は元気な農山村を和束から発信していきたいと考えていますとおっしゃった。また、３町村において東部広域連合も発足し、連合教育委員会もスタートしており、さらに広域行政に積極的に取り組んでまいりますと。

4期目では、ずっと暮らしたい活力と交流の「茶源郷、和束」の実現を目指して進め、12年間で振り返り、行財政改革として「茶」「道」を軸としたまちづくりを積極的に推進し、また茶畑の景観に恵まれた農村空間を生かした交流の郷づくり、すなわち、茶源郷を学術都市構想に関連づけて推進する必要があると考えていますと。

次に、折しも、本年は南山城水害から60周年にあたります。改めて、安心安全なまちづくりの大切さを再確認させていただきましたと言いました。

また、府道宇治木屋線のトンネル化を求めるべき住民会議が発足し、和束町のまちづくりの大きな転換期を迎えようとしています。引き続き、強く京都府を初め関係機関に対してお願いしていく考えであり、和束茶源郷は、今後、学研都市の奥座敷として広く世界に発信し、より広い交流とふれあいのまちづくりを目指していきたいと。将来きっと世界のふるさとづくにつながるものと確信し、これらの4年間は全力を傾注してまいりたいと申されました。

以上が、堀町長の簡単な歩みであります。

私なりに考えましたが、多少漏れ落ちがあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

それから、二、三質問をいたしますので、町長の所見をお願いいたします。

まず、堀町長の歩みの中で最も多く語られ重要とされている和束町のまちづくりの主役はお茶の発展と思われます。宇治茶の主産地、和束の茶は煎茶なのか、てん茶なのか、どちらを重きに置いておられるのか。

煎茶の生産量は年々減少になり、約8カ年で50トンほどの減少、てん茶は逆に130トンほど増加しております。町長の所見をお願いいたします。

次に、私はかねてより、まちづくりの原点は人づくりと考えております。今、和束町は少子化が最も進み、若者もそれに伴い流出が多く、和束の守ろうとする人すら少ない状況なのであります。町長はどのようにして歯どめをしようとしているのか、具体的な政策をお願いいたします。

さらに、堀町政の「道」であります、これも町長は最も重要なことだと思っております。しかしながら、28年、和東の大水害の記憶にありと申されております。一体、政策はどのようにされてきましたか。木津信楽線、宇治木屋線の充実については一定の評価はいたしますが、最もきめ細やかに防災に強いまちづくりをされていましたか。一向にされていないようにも思われます。その点についてはいかがなものでしょうか。

さらに、町長は、東部連合の連合長であります。私はずっと施設の見直し、やりかえを訴えてきましたが、和東町民にとって他町村よりも一番の被害を受けるのであります。町長は連合長として責任は重いです。我が町和東町のトップであります。もっと和東町住民のことを思って進めてください。この件について所見をいただきたいと思っております。

まだまだたくさんの課題がありますが、時間の関係上、次の機会にさせていただきます。

京都府下の一番私が自負している町長である。16年間一生懸命進めてこられました堀町長に対しては高く敬意を申し上げたいと思っております。

最後になりますが、町長の最も重要な住民との協調・協働であります。

具体的にどのようにされているのか示していただきたいと思っております。

これが示されれば住民に最も信頼を受けることでしょう。政治家として真髓の一つであり、一番喜ばしいことでもあります。私は長年の友であり、また敵でもあります。余りよろしく思われていないと思いますが、しかし、政治家は年齢ではありません。一番大切なことは住民とともにありと思われれます。それがかなわなければ、みずから考え、引くことも前進することもあなたが考えて決めることでもあります。個人的なことを申し上げてまことに申しわけないですが、これにて質問を終わります。

自席に戻り、再質問いたします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田 勇議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと
思います。

最初に、岡田議員から、1期、2期、3期、4期についての私のその当時の考えを
ここで述べていただきましたが、私も非常に懐かしく聞かせていただき、こうして4
期が務まってきましたのは住民の皆様はもちろんのことですが、議員の皆さん方、そ
して職員の皆さんの協力があって進んできたものと考えております。

最初の1期目の思い入れとしては、岡田議員も二つの問題点を述べていただきまし
た。非常に各種のたくさんの問題が山積いたしておりました。その対策が非常に急務
でありました。

例を挙げていただきました主なものとしては、先ほども出ておりました交通状況が
J Rバスから撤退という話でした。この問題も非常に大きな問題で、まずは6カ月間
延ばしてもらう対策を立てないといけませんので、6カ月間、撤退を延ばしてほしい
ということでJ Rと直接かけ合ったことがいまだに思い出せます。もっと延ばしてほ
しかったんですが、6カ月のうちに次の交通維持の体制を立てなきゃならん。

一方では、奈良交通へ足を運び、そしてJ Rには延ばしてくれと足を運び、待った
なしのときでもありました。

それとあわせて、財政状況が非常に厳しいものでありました。当時、住民に対して
の補助金のカットというのは避けられない。職員の皆さんの給与もカットさせていた
だきました。

そして、一番思い出しますのは、一番弱い人のカットでありました。いわゆる高齢
者に対しての高齢祝い金のカットが一番のスタートです。これに手をかけるというこ
とは、あとは許されないと、もう避けられないということでやってきたときがきのう

のように思い出されました。１期目は本当にあっという間に過ぎてしまいました。

和東町のまちづくりで大事なところは、当初からですが、そういった問題の解決も大事ですけど、岡田議員も述べていただきましたように、これからの和東町のまちづくりはどうあるべきか、これが非常に重要なことだと思います。

まず、一つは、これからのまちづくりとして考えなきゃならんのは、和東町の地域力を生かしたまちづくり。宇治茶の主産地としてすばらしい景観を持ったまちづくりと恵まれた自然と文化・歴史をどう生かしていくかと、そして、広く町内外の住民との協力、質問では協働と協調というお話、これは避けて通れない。あわせて、産官学の連携の取り組みであります。

それと、２期目は、岡田議員も述べておられましたように、財政再建、平成の大合併が非常に流れておりました。和東町もその方向で行くという方向で議会も議決をいただいたわけなんですけど、当時、木津町ですが、議会で反対し、この合併は見なかったです。だから、あとはこれではやっていけないということで、広域連合を立ち上げ、その準備に追われたときでもありました。

このように考えていきますと、和東町は、先ほども質問で岡田議員は非常に大事なところ、これからの大事なところに絞って三つ挙げられました。私と合致するところは、宇治茶の主産地であり、和東町はやっぱりそれを生かしたまちづくりというのは、これからも避けられない。そういう中で、岡田議員が非常に心配されておるのは、今日の煎茶からてん茶に移って、この辺の心配を危惧されておりました。町長は煎茶で考えているのか、てん茶で考えているのか、こういう話であります。

平成２８年度の生産量、これはＪＡの統計でありますけど、農協の扱いの７５％はてん茶に変わりました。量でいくならば、てん茶の時代です。しかし、先ほど岡田議員は産地の表示にも力を入れてきたやないかということで、特に和東茶というものを訴えてまいりました。これはご案内のとおり、皆さんも宇治茶というのは産地表示ではありません。商標登録。全国で全て産地表示とられておりますけど、宇治茶だけは問屋数

が多いかどうか知りませんが、いわゆる商標で商品のブランドであります。だから、簡単に言いますと、和束町はお茶がなかったも、京都府にお茶がとれなくても、宇治茶は残ります。産地表示。今のところは京都でお茶をつくっていますから、半分京都産で半分大和茶、三重茶、また近江茶であっても、これは京都の間屋さんがブランドを維持すれば宇治茶と、こういうことで言われておりますので、そういう状態に今なっておりますが、このままで宇治茶でいきますと、宇治茶は残って、和束産は消える。和束町のお茶は非常に厳しい状況にあります。一方で景観はええといっても、あの景観は山なりの景観ですら、逆に言うたら、後継者もなかなか育ちにくい、いわゆる作業のしにくい茶畑の基盤であります。そういうことを考えますと、やはり和束町でとれる、こんな厳しいところでとれるお茶は高く買ってもらわなきゃなりません、よそよりも高く。だから和束茶の特色を出したお茶が高く売るということで、この山なりの景観、地形そのものが和束茶のブランドを出しているわけですから、これを守らなきゃならない。

景観を守るといえることは何かというたら、農家を守る。農家が農業離れを起しますと、朝も出ておりましたように、荒廃地になってしまいます。景観であるわけじゃないです。やっぱり農家を守る。農家を守るというのは、和束茶が高く売れる。和束茶が高く売れるということは、よそと和束茶は違うんだという産地ブランドを確立しないと、将来、和束町の町の発展はないと。宇治茶は残っても和束茶は消えてしまう。

そういう中で考えますと、てん茶はどこでつくっても同じお茶で、均一化が保てますから、そこの産地の特色が出にくくなってしまいますから、これは産地の競争になってくる。価格の競争になってくるだろうと思います。

煎茶については、和束町の地形と和束町の特色があらわれてきますので、産地ブランドを守る上においては、煎茶はこの煎茶だからこそ、味だ香りの特色があるわけなんです、てん茶になればどこでも均一したものがとれますから、よっぽど農家は覚悟してやっていかなきゃならないと思います。

ところが、今日、てん茶の平均が四、五千円。煎茶のほうは4,000円を切りました。てん茶のほうは五、六千円とかそれぐらい。ここのところをもう少し原点を見て、煎茶を守るという方向に傾かないと私はいかんだろうと思っております。

それは今、問屋さんが気づかれました。ことし75%てん茶に流れたものですから、何とか煎茶を高く買わんならんということで、ことしの煎茶は例年より高く評価されております。

そういうことを考えますと、今、てん茶の流れに高くありますが、今、過渡期だと思います。いつまでもてん茶に変わってしもたら、次は価格競争になってしまって大変だと思います。和東町の特色を出せない。

私は、煎茶を大事にしつつ、煎茶というのは和東町の特色が出る、非常に昔から守ってきたお茶であります。これを大事にしながら、今は価格が高く取引されているブームのてん茶というのも、私は一つ的手段だと思いますが、煎茶を忘れて、てん茶に変わるというのはいかがなものかと、このように思っております、やはり煎茶を中心として和東町は煎茶のまちということを明らかに訴えていくべきだと思います。てん茶はそれを守る手段としてやるということが大事だろうと、私はそのように考えております。

それと、岡田議員が言われたように、本当に大事なことは、きょう三つ言われて、私は全て大事なことだと受け取りました。

まちづくりの原点は人づくりと。なかなか難しいことであります。これは私の持論が入りますが、許していただきたいと思えます。

最近、日本だけではありませんが、今、この日本の世の中に、便利のほうに流れた。いわゆる楽なほうに流れた。損得で得のほうに流れた。いわゆる打算的、合理的な考えで動く流れのほうに偏っています。このことが私は社会を日本をだめにするんじゃないかなという危惧を持っております。

もう少し打算的、合理的なことよりも、自然に謙虚になるような、自然の中に生か

されている、そういう意識を持たないと、生きているという感覚の中では、日本の歴史は終わるんじゃないかならうかとさえ私は感じております。そのときに和東町は自然とともに生きる環境が整っております。恵まれた自然豊かな地域づくり、これが私は大事だと思っておりますので、この自然に恵まれた中での人づくりということの施策をとっていくべきだと私は思っております。

和東町で育つことの意義、これを見出していくべきだと思います。都会で育つことでいいのか、和東町の自然の中で自然とともに育っていくのがいいのか、もっと自然の教育力を見直すべきだと思っております。そういう意味で、基本的な政策は一つずつ挙げるわけにはいきませんが、そういうことを大事にした、そして生かされている、そしていわゆる損得の得を大事にするよりも、むしろ損をとるような形、そしてマイナスの数字の豊かさを知り得るような世の中をつくっていくべきだと思います。

今、全てプラスが支配しているような数字ですが、負の数をもっと大事にして考えていく時代が必要だろうと思っております。そういう心のゆとりのある考え方は自然の中でしか生まれてこないと私は信じております。それは和東町に全てとは言いませんが、多く整っておりますので、これをどう演出し、どう社会の教育力として、また社会力として生かしていくか、それが地域力に私はなるものだと信じております。

三つ目でございますが、道でありました。

当時、木津信楽線も多くの課題を残しておりました。いわゆる入り口の問題はまだ残っておりますが、橋の問題、湯船の中のバイパスの問題、まだいろんなところがあります。歩道ができておらなかった、こういう問題であります。

また、宇治木屋線においても、1期目のときに、今でも覚えています。京都府にお世話になりました。京都府道の主要地方道については、いわゆる緊急整備事業というのを6月の補正で入れてくれました。その緊急整備事業に基づいて、退避場をつくってもらったのが、今から1.5路線というのが生まれました。そして今の道があります。しかし、それでは十分じゃありませんので、ここは宇治木屋線と。いわゆる犬打

トンネル化に向けて努力をいただいております。ここへ与し、住民の皆さんとともに戦っている。これについては、一定、岡田議員も評価をいただきました。本当にありがとうございます。

ただ、28 災の教訓をして、防災に強いまちづくりがどうであると。防災といいますが、二つがあるわけなんです。いわゆる一つ、治山治水工事とか、28 災でしたら治山治水、この辺はほとんど京都府でお世話になっております。今も治山治水で公示をやっていただいておりますと、完璧にはなっておりませんが。それともう一つは、治水でも砂防堰堤とか、そういったところが全ていっぱいになって、対策を講じなきゃならない時期を迎えております。

こういったところは京都府とともにお願いしながら進めていかなきゃなりませんし、砂防堰堤についてはもっと協力をしていかなきゃならんと。当面、いろんな具体的な施策も出ているわけなんです、和束町としては、当然、これは進めていかなきゃならんと思っています。

それとあわせて、施設については防災設備をもっと講じていくべきだと岡田議員は言われました。この辺のところは、今、町のほうでも計画的に進めているところであります。

ただ、施設の見直しというところで、私、これは住民のことを考えて進めていこうという話の中には、ごみ焼却場の施設のことを指しておられるのかなということだと思います。このごみ焼却場については、ご案内のとおり、20 年という住民との協定を結んだ中で進めてまいりました。これについては、やはり住民との協定ですので、真摯に受けとめて進めていかなければなりません。しかし、あと3 年であります。しかし、わずか3 年でありますので、早くこの考え方について真摯に受けとめた対策を講じつつ、お願いすべきことはお願いをしなきゃならんと。住民との信頼の中で進めていくべき重要な問題だと思っています。そういうことを深めながら、そういったものも含めて、今、岡田議員は住民の意向も聞いて慎重にやりなさいと、こういう

ことは当然だと思いますので、教訓として進めてまいりたいと思います。

いずれにしても、この三つの線であります。町長、もっと住民と協働してやらんといかんでということであります。

私は当初に申し上げました。今のまちづくりは行政だけではいけません。総合計画を見ていただいたらわかりますが、当初から住民との協働をうたっています。その協働だけではいけません。和束町の住民と協働だけでは和束町のまちづくりは進みません。いわゆる他地域との住民と交流を促進して、町外の住民の声も聞きながらやっていくというのが今の時代に必要かと思います。住民と協調、そして交流を深めていく。協調と交流が私は大事だと思っております。

そして、今、言われましたように、ありがたいことを言われたことは非常に私は力強く受けとめさせていただいて、ありがたく受けとめております。

町長、まちづくりは年齢じゃないというような言い方をしていただいたわけですが、私もその辺のことは考えたことはないんで、和束町には、先ほど指摘いただきましたように、焼却施設の問題を絡めて、たくさんの安心安全な施設も絡め、京都府にお願いしなきゃならんこともたくさん絡めて、今、山積が多い。いわゆる少子高齢化は待ったなしで進んでおります。

それと、朝から和束町へ1億円という黒が出てきたという話がありました。これは一つ財政運営の綾の問題でありまして、非常にこれは不安定な要素であります。これからは財政は和束町は厳しいというように思っております。そういう認識でいくときに、補助金行政から交付金行政に変わっております。この交付金行政をいかに、今、岡田議員が言われたことを中心に、今後のまちづくりの中でどう生かしていくかが、どう取り入れていくかが、我々行政に求められた課題だろうというように思っておりますので、そういう意味におきまして、今のご質問いただいた内容については、待ったなしの中で残った期間、私も、一服をすることなしに、この課題に対応していきたい。そして、岡田議員が言われた、その結果がどうなのかだろうと思っておりますので、

結果よりも、今、私は与えた業務を一生懸命頑張っていく、こういうことで臨んでいきたい。

ということで、非常に岡田議員から、今日的な私が抱えている課題をまとめていただいて、ご質問いただいたことに対して感謝を申し上げつつ、答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

私は決して堀町長の味方でもありません。住民の意見を申し上げているわけでありますので、誤解のないようにお願いしたいと思います。

ただ、お茶については私も余り認識不足で申しわけないですけども、てん茶、煎茶、和束がどちらが本当の真髓なのか。和束の真髓、宇治茶の真髓は、先ほど申されたように煎茶やと。それを聞いて安心をいたしました。

というのは、先ほども私、言いましたように、生産量が3倍ぐらいにてん茶が超えてきている。しかし、それは農家の方が生活上、どうしてもそれにしなくてはならない理由があるためです。だから、決してそれが悪いとは言っておりません。だけど、煎茶でもいけるような施策を行政が少しでも助ける。今のままでしたら全部農家さんが勝手に汗水たらして気候との戦い、いろんな戦いでされておる。行政は何もそんなに手を差し伸べてない。だけど、これからは煎茶を生かそうとするなら、手を差し伸べてあげたい。農家の方が茶農家の方々に、そういう意気込みを町長に聞いたかったので、おっしゃったので、私は安心をいたしております。

それから、人づくりと言いました。これには我々は人をつくるのはやはり教育が一番大事なことです。教育で子供たちが育つ環境をどうつくるのか、いつも岡本議員が質問しています。これが私はいいか悪いとかは別として、我々はその環境づく

り、子供たちが育つ、要するに、次代を背負う、和束を背負う子供たちをつくる、その環境づくりが我々に課せられた役目ではないでしょうかと思います。それも町長は答えておられましたので、それも私は心強く思っております。

それから、道路です。

なぜ、私が言いますと、三、四年前に台風が来ましたね。台風18号か何か和束に来ましたね。そのときに災害は何カ所出ました。相当出たんですよ。1年、2年で復旧しました。しかしながら、その災害が起こった付近はまた災害が起こる状態なんですよ。だから、私は、町道、農道、林道をきめ細かく見詰めて、地元の意見を聞きながら、少しずつでも改良してほしいと。災害が来たから直す、そうじゃなしに、やはり予防的にここは来るかわからん。だから、これは直そうというようなきめ細かい施策が欲しいと私はお願いをしてまいります。ですから、そのことによって和束の活性化やないですけども、建設協会、商工、いろんな全てがアップすると。それを待っているんじゃないですよ。だから、そういうことも一つの施策として私はやってほしいと思っております。

それから、もう1点、しょっちゅう茶源郷とおっしゃってます。先ほども言いましたように、一番初め、一期目の時もたしか私が記憶しているのは、木津のほうの東部の奥座敷にどうやと。その思想は、和束は空気も環境も何もかもいいと。だから、お年寄りも来てもらって、家を建ててもらって、それから畑をつくる、そういうようなまちづくりだということは、たしか私、記憶があるんですけども、今は学研都市の構想の奥座敷やということでおっしゃいました。これはおっしゃってますので、しかしね、その抽象論じゃなくて、神戸というまちは有馬温泉が奥座敷と言われてます。まず、温泉が出る。宿泊施設が多い。それから食べ物もいい。こういうことが人をいやす。要するに、安らぎの場所を求める、そういうところが私は奥座敷に適合だと思っております。

今の和束町は、失礼ですけども、町長も私も勘違いしているかわかりませんが、

決して西部のほうの奥座敷にはなっておりません。だから、それは飛躍するんやなくて、もう少しこつこつこつこつですね西部の方が和東への宿泊を建てる、家を建てる、畑を買い取るとか、そういうことをこつこつやっていって、和東のよさを見てもらったらいいと思いますので、その施策もしてほしいと。私はそういうようなことを思うんですけども、今、３点ほど言いましたけど、いかがなものかと。

○議長（畑 武志君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

一つ目の煎茶とてん茶というとき、私は煎茶を大事にしていけないと、量は少ないけど、和東茶を将来残していくのは、煎茶を軸として考えていくというのは、今、一緒に共有させていただきました。

それと、まちづくりは人づくりと。人づくりというのは、私、先ほど答弁で、和東町は恵まれた自然豊かな環境づくり、環境に恵まれていると申し上げました。これは教育力であり、社会力であったりしていかなきゃならんというように思っております。そのときのこういう力が、私はこのところは岡田議員と少しとり方が違うのかなと思ったのは、同じことなんですけども、最終、岡田議員が求めておられる。そのまま私も同じように思っております。

茶源郷というのは学研の奥座敷と言っていますけれども、奥座敷にするものではない。いわゆる自然力豊かな茶源郷というのはどこから出てきたかといいましたら、平成１３年の第３次総合計画ですね、その中に茶源郷文化発信ゾーンというゾーンを設けました。そして茶源郷という言葉が出てまいりました。このときにはまだ遊休地とか遊休施設を活用した生産開発拠点整備とか、茶源郷シンボル施設の整備、そういったところに茶源郷文化レクリエーションエリアというところに力点を置いておりました。しかしながら、いわゆる第４次総合計画、この計画はご案内のとおり、岡田議員がこの審議会の委員長にもなっていていただいていたと思うんです。そこで、今、言

われているような、ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷ということで和東を目指したということで、ここで初めて広い意味でこの茶源郷というのは地域づくりと、これは理想郷ということ、桃源郷を思い起こさせるようなところのような、本当に住みやすい、そういう地域づくりにしようという第4次総合計画に肉づけをしていただいております。これはまさに岡田議員が委員長をされていたときの答申にも入れていただいているとおりです。

これを受けて今、和東町のまちづくりが進められている。まさに今、岡田議員が言われたように、奥座敷というエリアを越えて、今の茶源郷というのは和東町としても先ほどすばらしい、住んでみんなが幸せになれるように、朝ありました人づくりも子供の子育ても、本当でしたらこれに合わせて全部茶源郷というイメージを持って地域づくりやっぺいこうというところに幅広くあるというのは、これは後のほうに私も思っておりますので、これは共有していると思います。だから、今、言われたようなところで、茶源郷をこれからもキャッチフレーズにしながら説明をしていきやすいです。ほかの地域に訴えていき、先ほど言いましたように、交付金をとってくるのも茶源郷という言葉でもって説明を余り要しません。だから、これほど国・府に訴えるときに便利だと言ったら変な言い方ですけども、和東町の位置づけを説明する言葉でほかにはないと思います。今後こういった茶源郷の和東を実現するためというところで進めてまいりたい。そして、積極的な財政を受けていきたい。いわゆる安心安全のところと言いますと、防災無線もこの頭に茶源郷防災無線ということで、茶源郷のイメージを入れさせていただいているのも、そういうことを意味しております。

そういう意味では、今、岡田議員は確認で、私に再質問いただいたわけで、まさに私もそのとおりに受けとめているところでありまして、今後一層、茶源郷和東の実現に向けてご協力とご支援を賜りたいというように思います。

以上です。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

私と町長は先ほども申し上げたとおり、敵でも味方でもあるときもあるでしょう。それは目的が一緒なんですね、いつも考え方が。確かに方向性は若干それる場合もあるんですけども、それは個々の性格というのがありますので、それは仕方がないと思っております。

我々が話をするすると抽象論になるんですけども、現実には住民は何を望んでいるのか、それをキャッチしないと、そのことは住民に耳を傾けるということなんですね。だから、私が町長に言いたいのは、地域懇談会でも16年間の間に何回行かれたか。それは毎年行っても私はいいと思うんです。時間をそんなに費やすもんじゃないんです。区長会があったときにも出てもいいし、その話に膝を突き合わせて住民の声に耳を傾けるのも一つの手だったと思うんです。だから、それが今まではなかったのかなという思いがあるんですけども、それもこれからはきめ細かに住民の声を聞いてもらって、そして住民は何を思っているなということでキャッチしていただいたら、さらに前進すると思います。

もう一つは、若者が外へ出ていく。これも流出をとめなくてはならない。そうすると定住政策、これも多分目的は一緒なんですけども、今現在、和東の定住政策ってなかなか空き家とかそういうことをやっておりますけどもね、実際、今、住宅建てかえはしました。だけど、若い子向きのですね、外にいる子が帰ってくるぐらいの若い子向きの住宅20戸なら20戸、これも建てて、全て和東の若い子が外へ出ないでそこで暮らす、そういう環境づくりにもこれからは私は必要ではないかと、このように思っておりますけども、いかがなものですか。

○議長（畑 武志君）

堀町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡田議員から地域懇談会の話をもっと最初にいただきました。思い返しますと、平成13年度に第3次総合計画の説明と懇談をさせていただき、その後23年、第4次総合計画にも同じようにさせていただきました。28年度にも、そういう意味ではいろんな時期でしてきている。非常に飛んできておりますね。今、指摘いただいたように、もっと懇談会は持つべきだというところと言われております。

これも私どもは非常に気づいておりました。懇談会を持つときには区の協力をいただいております、区にお話しするというので、非常にこの中でなかなかそれぞれのご意見もあったことも事実です。しかし、今、岡田議員が言われますように、区民とか住民との話し合いが大事だと。和東町の懇談会というだけやなしに、もう少し方法を持つべきだということで、いわゆる平成25年度から茶源郷出前サロンというのを持たせていただいた。もし区長さんが希望されればいつでも出ていきますよということで持たせていただいています。

これで下島区とか撰原区とか、何カ所か持たせていただいているところでありますので、これはうちからお願いするんやなしに、区の事情によって来てくださいねという話にもうまくいけますので、足りないところはこういったところで、この制度も利用していけたらいいなというように思っております、要するに、今、岡田議員が言われますように、もっと区民なり住民の声を聞いて行政を進めなさいというのは私も大事なことであり、このように認識いたしております、この点は努力していくべきだと思っております。

それと、もう一つ、若者の流出ということで、これは岡田議員は今だけやなしに、今までから定住対策として住宅をやらなきゃならない。いわゆる定住対策としての町営住宅というのを強く訴えてまいられました。もちろん今のところについては、町営住宅で残っているところをまず直さなきゃならないということで、続けて、今、修理をしているわけです。ところが、基本的なところについては、前にも答弁をさせていただいているおるところであります。

町営住宅と今の空き家対策という問題がありますので、それを活用した住宅制度というのは検討できないだろうかという答弁をさせてもらったことが一つあります。

もう一つは、和東町営で全て建てるんじゃなしに、P F I を利用して政策を進められないだろうかということも申し上げてきたことがあります。こういうことも含めまして、定住対策には住環境が非常に重要であろうかと私も認識いたしております。この住環境にどう対応すべきかというところに和東町の大きな財政状況もいろいろ絡めながら、何が和東町に適しているのかと、こういうところを踏まえて考えていく必要があらうと思っております、私もこの施策というのは非常に重要であろうかというふうに感じとっているところであります。ここに特に非常に難しい手法がいろいろあるわけありますので、今後努めていくべきだろうというように思っております。このニュアンスは少し岡田議員と合致するところがあるのかないか、方向は一緒でも手法については少し今のところ分かれるところがあるわけなんです。今後ともこれについては、またいろいろとご協力をいただきたいなと、このように思っているところであります。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

9 番、岡田 勇議員。

○9 番（岡田 勇君）

時間ありませんので、最後になりますけれども、私が一つ質問すると、必ず町長は、早く機転がきくのですばらしい答弁で必ず返ってくることが非常にわかりやすく、私はいつも敬服しているわけです。

ですけれども、たくさん課題はありますね。それを一つ一つ解決していかないと、限られた時間ですね、先ほども言ったように、限られた時間の中でやらなくてははいけない。その結果が次のステップがある。次の前進があると私は思いますね。

いっぱい、10も100も言うたかてできる限られた時間はわずかなんですからね、

これに期待をして、堀町長のきょうまでの１６年間のすばらしい前進あるのみの期待をいたしまして、私の質問を終わります。答えは結構です。

以上です。

○議長（畑 武志君）

以上で、岡田議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ではございますが、ただいまから午後３時４５分まで休憩いたします。

休憩（午後３時３４分～午後３時４５分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、認定第１号 平成２７年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第２号 平成２７年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第３号 平成２７年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第４号 平成２７年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第５号 平成２７年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第６号 平成２７年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第７号 平成２７年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上７件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

認定第１号から第７号の提案理由を申し上げます。

平成２７年度和束町一般会計ほか６特別会計の決算につきまして、地方自治法第２３条第３項及び第５項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び関係書類を沿えて提出するものでございます。

ご審議の上、ご認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

本決算審議につきましては、議員全員の１０人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第７号までの平成２７年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について及び平成２７年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定についての以上７件については、１０人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第７、議案第４０号 和束町観光案内所新築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第４０号の提案理由を申し上げます。

和束町観光案内所新築工事を去る平成２８年８月２５日に一般競争入札に付し、請負契約金額が５，０００万円を超えましたので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めたく、ここに提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

そうしましたら、私のほうからは、議案のご説明をさせていただきます。

議案第 4 0 号

和束町観光案内所新築工事請負契約の締結について

平成 2 8 年 8 月 2 5 日一般競争入札に付した和束町観光案内所新築工事について、
下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により
議会の議決を求める。

1. 事業名 平成 2 8 年度過疎対策事業
2. 工事名 和束町観光案内所新築工事
3. 工事場所 和束町大字釜塚地内
4. 請負代金額 6, 6 9 3 万 8, 4 0 0 円
(内消費税等相当額 4 9 5 万 8, 4 0 0 円)
5. 契約の相手方 井上・相和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社井上工務店代表取締役 井上博一
6. 契約の方法 地方自治法第 2 3 4 条の規定による一般競争入札
7. 契約期間 議会の議決を得た日の翌日から平成 2 9 年 3 月 1 5 日
8. 支出科目 和束町一般会計
(款) 6 商工費
(項) 1 商工費
(目) 2 観光費
(節) 1 5 工事請負費

平成 2 8 年 9 月 1 3 日提出

和束町長 堀 忠雄

裏面をごらんください。

新築工事の概要となっております。

工事の事業名、工事名、工事場所につきましては、先ほどと同じになっております。

工事の概要につきましては、直接工事のほうが五つの工事ということで、建築工事、

木造 2 階建て、延床面積 2 1 5 . 2 2 平方メートル、1 階の床面積が 1 2 9 . 6 1 平方メートル、2 階の床面積が 8 5 . 6 1 平方メートルとなっております。

直接工事費は、内訳としまして、およそ 3 , 1 9 5 万円となっております。

2 番目、B の項目につきましては、E V 車 1 0 年設備工事一式ということで、急速充電器本体据えつけや関連の看板設置等となっております、こちらのほうが約 3 8 2 万円の内訳となっております。

C につきましては、電気設備工事一式ということで、照明器具、電灯コンセントの設備等ということで、こちらのほうにつきましては、約 3 5 8 万円となっております。

D は機械設備工事ということで、給排水、空調、衛生器具設備等一式ということで、こちらのほうにつきましては、内訳のほうが約 7 0 9 万円となっております。

E は外構工事一式ということで、舗装等その他外構ということで、約 3 7 1 万円ということになっております。

続きまして、つけております 3 枚図面のほうをつけさせていただいておりますので、図面のほうを説明させていただきたいと思います。

右側折り込みの図面をごらんください。

図面の 1 枚目が観光案内所の 1 階部分を含みます敷地の平面図となっております。中央に観光案内スペース 4 6 . 6 平方メートルを配置しておりまして、交流サロン 1 0 . 4 平方メートルがつながっておるという形になっております。

また、西側のほうに観光コンシェルジュ等の職員がいます事務室の空間ですとか、会議室といったものを配置しております。

1 階の床面積は 1 2 9 . 6 1 平方メートルとなっております。

また、外構部分につきましては、駐車スペース 8 台分を確保しておりまして、うち 1 台分につきましては、障害者用の駐車スペースを、またもう 1 台になりますが、電気自動車用の急速充電器ということにつきまして、そちらも設置することとしております。

続きまして、図面の２枚目のほうをごらんいただきたいと思います。

２枚目のほうは建物の平面図となっておりまして、こちらのほうを１階、２階と全て入っておりますが、左上の図面のほうが２階のほうの平面図という形になっております。２階部分につきましては、階段をのぼっていただいたら左手に大会議室ということで、６２．４平方メートルの会議室がございまして、そちらの南側にバルコニーという形で設けておりまして、釜塚の茶畑景観が一望できるというような仕様となっております。

２階の総床面積につきましては、８５．６１平方メートルとなっております。

続きまして、めくっていただきまして、図面３枚目になりますが、こちらのほうが立面図ということでつけさせていただいております。

見ていただきましたとおり、建物につきましては和東の景観に配慮いたしまして、日本かわらぶきの和風建築物の外観という形のイメージで設計をしていただいております。というような状況でございます。

以上、簡単ではございますが、建物の配置等についての説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

７番、岡本正意議員。

○７番（岡本正意君）

まず、お聞きしたいんですけども、今回、建築工事木造２階建てということで予定をしておられますけども、いわゆるこの木造ということですのであれですが、いわゆるこの間、いろんな公共施設等を建てる際に地元産の木材を使うとか、そういったことが各地域でも意識的に行われているような例が多いわけですが、今回の観光案内所についての木造建築という点ではどういうご予定でしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

今回の工事におきましては、特に木材というか、地元産の木材をという指定はかけていないという状態になっておりまして、できましたら、今後は備品等また購入していく中では、府内産木材の活用も含めて考えていきたいなということで考えておるという状況でございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

やはり今回初めて観光案内所という形で整備をされるという点では、この間のいろんな地産地消であるとか、いわゆる林業の関係も含めてやってきた中では、せっかくつくるのであれば、そういったものを大いにアピールできる面もありますし、何とかその辺、今からでもそういった変更も含めてできないかというように思うんですけども、そのあたりもう一度答弁いただけますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

府内産であるかどうかというのは京都府のほうで推進されておるということは認識しておったんですけれども、こちらのほうでいいますと、湯船のほうが当然、木材といえどいえるところはあるかなと思っていたんですが、なかなか湯船材という形で流通している状態がないということもございましたので、地域内の指定というのは難しいかなというところで、当初判断をさせていただいたということでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

大変そういう点では残念な面はあるんですけども、先ほど言われましたように、可能な分についてはまた検討いただきたいし、また今後、こういった公共施設がどうなるかわかりませんが、そういった方向というのはぜひ軸に据えて意識的にやっていただきたいというふうに思います。

それとですね、観光案内所ということで、いわゆるいろんな方が利用されると。町内の方はもちろんですけども、やはりターゲットというか、対象は町外の方が観光をされるということに対してサポートすると、案内するというのが一番の目的になると思います。そういう点ではさまざまな方が利用されるということを想定はされていると思うんですけども、その点でちょっと伺いたいのは、やはりそういう点ではバリアフリーという点でどういう配慮がされているかということが大事だと思うんです。もちろん段差の問題もそうですし、聴覚障害者の方、また視覚障害者の方なども想定して、できるだけ利用しやすいような状況をつくっていくことや、あと、2階もあるということは2階に階段で上がることになってますけども、そうなりますと、健常の方しか、ある意味、自由にのぼっていけないということになります。その辺、そういった車椅子の方も含めて、足の不自由な方とかもおられる中で、どういうふうな利用をその辺の配慮というのを考えておられるのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

バリアフリーにつきましては、言っていますように、1階の部分につきましてはバリアフリー対応ということでつくっておる形になっておりまして、2階に上がる部分につきましては、建物の面積上も含めまして、基本的に会議室という形で取り扱いはなっているんですけども、障害のある方を上げていくという対応については、建物としてはできていない状況かなというふうには思っておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

今の時点で求められているものってあると思うんですよね、公共施設を建てる場合に。特にそういったさまざまないろんな方が来られるということを想定している施設であればあるほど、その辺を想定した中での設計というか、設備にしていかないと、せっかくつくっても、結局、利用が大変しんどいとか、利用しにくいということにもなってきますし、利用できる方自身が限られてきてしまうということにもなっていきます。

今、庁舎のほうはエレベータをつけるとかいうことで工事にかかろうとされておりますけども、これから建てるこういった施設としては必須ではないのかなというふうに思うんです。その辺はこれを設計していく上では想定はできなかったのか、その辺もう一度答弁いただけますか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長。

○地域力推進課長（古田良明君）

観光案内所につきましては、基本的には1階部分での利用ということを中心には考えておりましたので、障害者の方の車の対応とか含めまして設置をさせていただいたという状況でございます。

2階の部分の上がりのところにエレベータをつけるとか、そういった対応まではさすがにできていないということもございまして、この図面で見てもわかりますように、階段も幅がぎりぎりの、通常の階段の幅となっておりますので、2階の部分まで対応するというのは、面積的な問題も含めまして難しい状況でございまして、1階の部分ですね、そちらのほうの観光案内所の部分につきましては、そういったところで、これからもイベント等も開催していくことにはなっていくのかなと思ってい

るんですが、そういったところで使っていくことを中心に考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

7 番、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

1 階の観光案内のスペースの中でできるだけ対応したいということだと思うんですけども、ただ、やはり上に会議室を設けているということは、そこに人が来るということが前提だと思うんですね。その会議室もいわゆる体が全て障害ない方ばかりが利用するというのではないと思うんです。もちろん車椅子じゃなくてもつえをついたりとか、今、町内でいえば高齢化が進んでいるわけですから、やはりそこも配慮した中での設計というか整備をしていかないと、公共施設としては大変不十分な状況になってしまうんじゃないかというように思うんです。

ですから、例えばエレベータをつけられないのであれば、今、社協にありますような最低限ああいう階段につけてますね。昇降機というもの何かも含めて、できるだけ壁を取り払っていくということをしていただきたいし、今からでもできることは検討いただきたいというふうに思います。

もちろんバリアフリーといった場合に観光案内と言った場合でも、例えば必ず目が見える人、必ず耳が聞こえる人という方が観光で来られるとは限らないわけですよ。もちろん外国人の方に対する対応は大事なんですけども、ただやはり例えば手話ができるのかどうかとか、点字標示がちゃんとあるのかどうかとか、そういったことも含めて、これは多分こういう意味では細かい部分になるかもしれないですけども、今、本当につくるのであれば、そういうことまでちゃんと行き届いた施設にしないと恥ずかしいと思うんですね。だから、そこは、今後例えば4年後の東京オリンピックとかパラリンピックというような今、言っておられますよね。そうなった場合、それに連動して観光なんかも進めようとされていると思いますけども、そう考えますと、そこ

に対応した中での施設整備というものを検討していただかないともったいないことになると思いますので、そこはもう一度再検討も含めてぜひお願いしたいと思うんです。

もう１点はですね、防災面のことなんですね。

やはり川のすぐ横にありますよね。和東川の川沿いというか道沿いというか、あります。先ほど来、いわゆる防災の関係で出てましたけど、大変豪雨であるとか、そういった急激に川の水位が上がるとかいうような災害が全国にはふえております。和東町ではまだそこまで来てない状況はありますけども、やはりいつ来るかわからないという点では、必ずあそこは水につかると思うんですね、そういったことが来た場合には。そのときにどういう対応ができる施設になっているのかということが考えないといけないと思うんですよ。その辺、どうお考えなのかお聞きしておきたいのと、あと、非常用電源の整備であるとか、一定の備蓄の配備であるとか、その辺も含めてどうお考えかというのをお聞きしておきたいなと思います。

それと、もう１点、屋根というか、電源は一応整備されてますけど、これも今の自然エネルギーをできるだけ活用していくということだと思っんですよ。そういう点では、例えば屋根があるんだったら、これは瓦になってますけど、最近瓦屋さんでも太陽光発電との関係のパネルを扱っておられることもありますけども、そういった自然エネルギーを例えばこの施設の電源というかエネルギーとして少しでも活用していくような設備というか、コンセプトというのがあってもいいんじゃないかと思うんですけども、そこも含めて答弁いただきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

災害の対応につきましては、現時点でここが水害になるという想定のもとには今つくっていったということではないんですが、立地的には役場のすぐ横という形で、駐車場もできましたら役場の裏の駐車場を共有してというような形で考えている中でし

ておりましたので、備蓄等をどうするかということにつきましては、また中で相談もさせていただきながら、対応については検討したいというふうに思っております。

もう1点が太陽光パネル等、環境に配慮した電源ということなんですけれども、それはこちらのほうで、今の時点では太陽光パネルの設置ということまでは検討の中には入っておりませんでした。今後、景観の部分をどうしていくかのというところの議論の中に太陽光パネルというのは一定話は出ておりましたので、そういったことも状況を踏まえながら、また対応としては検討の材料にはなるのかなと思っておるんですが、現時点では対応はできていないというような状況でございます。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

今回の観光案内所につきましては、非常に町民の皆さんも待っておられましたし、また私たちも非常にうれしいなというふうに思っております。

そこで、1点要望なんですけれども、岡本議員と同じような形になるかもわかりませんが、観光で来られたら、本当に今まではトイレで困っておりました。今、ようやくいろんな予算を使いながら、トイレについても改善をさせていただいております。

そういった中で、今回初めてのこういう立派なものができますので、トイレにつきましては、やはりオストメイトトイレ、昔は非常にオストメイトトイレといいますと、一つ設けなければならないというような形でありましたが、今は非常に簡素化されて、一般のところで皆さんが使えるようなオストメイトトイレになっておりますので、健常者の方も、また障害のある方も同時に使える。別に場所を設けるという必要もなくできるようになっておりますので、ぜひその点ですね、やはりそういう場面が何回か遭遇することがあります。でも、和東町には今回、庁舎でやっとそれをつくっていただける予定でありますので、この辺も合わせてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

また、そちらにつきましては工事を進める中で協議検討していきたいと思います。

○議長（畑 武志君）

1 番、竹内きみ代議員。

○1 番（竹内きみ代君）

ぜひ、検討していただきますよう、よろしくお願いいたします。

あとは茶源郷コンシェルジュを置くというふうにおっしゃっておりまして、1 名ないし 2 名置いていただけるのかどうかわかりませんが、やはり観光についてはこの人に聞けば全てわかるというコンシェルジュであります。その辺も非常に期待をすることです。どういったお考えなのかお聞きしたいのと、もう 1 点は、和東茶カフェとの連携をどのように考えていらっしゃるのか、その 2 点だけお伺いいたします。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

コンシェルジュにつきましては商工会とこれから詰めていってという話にはなるかなとは思ってはいるんですけれども、1 名は常にいるような状態はつくっていききたいというふうには考えておりまして、先日から地域おこし協力隊ということで 3 名入りましたが、1 人観光を担当してくれる子には来年そのコンシェルジュの役割を担ってほしいということも本人は伝えて、今から頑張って研修とか勉強に励んでほしいということは伝えておりますので、そういった方とかも中心になりながら、うまくやっていけるようにしていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（畑 武志君）

5 番、井上武津男議員。

○ 5 番（井上武津男君）

1 点だけお聞きしたいと思います。

岡本議員とは重複するところがありますけれども、例えば地元の木材を使うと同時に、かわらぶきでありますので、瓦もやはり地元でやっておられるところがありますから、こういうものを利用していただいたらありがたいと思います。

それと、最近、和東に自転車で来られる方がかなり多いんです。それで駐輪場の整備というのは全然できてないような感じがいたしますけれども、この点についてはどのようにお考えであるか、そして、耐震化と耐火設備のほうは木造であるためにどこまでのところを考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

古田地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（古田良明君）

済みません、先ほどの竹内議員への質問に対して、1 点回答漏れをしておりましたので、カフェとの連携というところにつきましてですが、和東茶カフェとの連携につきましては、今回、地域おこし協力隊のほうもカフェのほうを中心に研修に入ったりということも含めてですが、どちらかという、商工会と連携しながらやっていく中で、カフェとも連携していったということで、いわゆるアンテナショップといいますか、お茶の京都の拠点でもあります、和東茶カフェの機能も生かしながら、そういった総合的な例えば電話での問い合わせとかですね、そういった案内につきましては観光案内所のほうが一定にやっていけるというような形の中でうまくいける体制を模索していけたらなというふうに考えておるところでございます。

井上議員のご質問につきましてですが、木材と瓦もということで、とりあえず今の時点では入札が終わっておりますので、またそういった町内産の原材料の使用等につきましてどういう形でできるのかということにつきましては、また業者なり、そういったところと確認させていただいて、可能な範囲であれば対応していきなり、また、

必要に応じては補正をお願いせんなんということが発生するのかもしれませんが、今後検討は考えてまいりたいなというふうに思っております。

駐輪場の件につきましては、図面の1枚目の平面図をごらんいただけるとありがたいですけれども、駐輪場という形でといいますか、一応、サイクリングの方が多いということを言っていたいていたんですが、前面のところに、現在、スチールサイクルラックということで、自転車を置くようなラックを設置するということは検討しております、できたら、この観光案内所、言っていますように、自転車の方が最も通られる道沿いになりますので、そういった方への活用がうまくいくように進められたらなというふうに思っております。

あと、耐火構造の点につきましては、今、この建物が特に耐火構造で特段の指定をして設計をしていただいたという認識はなかったのですが、標準的な木造建築物としての範囲での設計かなというふうに私のほうでは認識しております。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

岡本議員さん、また竹内議員さんの質問について、若干補足説明をさせていただきますと思います。

一定、課長のほうから説明はしているんですけども、まず、防災の関係で、和東川に接しているといったことで、災害のときはどうするんやというご質問がありました。

まず、この施設につきましては、避難場所にはもちろん指定しておりませんので、緊急の場合は水害を一番予測されるわけでございます。そういったことで、もし観光案内所にお客さんとか来られてましたら、まず一番大事なのは身を守る。これは垂直避難、これがまず基本になってくると思います。

それと、もちろん時間的な余裕といいますか、避難する場所があったら社会福祉セ

ンターが避難場所に指定しておりますので、そちらのほうへ職員がきちっと誘導すると、ここら辺が基本だと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと、2階での障害者の方とか利用のことをお聞きになっておられることなんですけれども、まず、ごらんになっていただいたらわかりますように、敷地がかなり制約がかかっております。本来なら平家建てでつくるというのが一番、私らも考えていたわけなんですけれども、とりあえず目いっぱいのもを入れていきたいといったことで、どうしても2階建てにさせていただきました。それと構造物が躯体が木材と。これは鉄骨ではございませんので、木材でこの地域の、先ほど地場産業、林業の話も出てましたけれども、なかなか和東町内で果たして地場林業を使っていくというのはかなり難しい状態でございます。しかし、鉄骨という工法もあったわけなんですけれども、できるだけ木材で仕上げていこうということで、構造的な問題もございまして、なかなかエレベータとかつけていくのが厳しいということで、先ほど階段のところに福祉センターみたいにつけたらどうかという提案もございました。これにつきましては、勾配とか幅とかございますので、コンサルには一応確認しますけれども、かなり厳しいかなという考えを持っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、バリアフリーの関係につきましては、これは京都府の福祉条例に基づいて建築確認をとりにいきますので、基本的な福祉施策に基づく、かなり京都府は厳しい内容になっております。それを一定クリアさせるということは基本中の基本ですので、これは設計時点で、そこら辺のほうはクリアをさせております。ただ、建築確認は、これが完成しましたら、再度図面を確認していただくと。また、建物を確認していただくという形になると思います。その中で運営する中で、いろんな障害者の方もおられますので、できる範囲のことは、追加になるかもわかりませんが、やっていけることはクリアしていきたいと、このように考えております。

あと、太陽光の関係なんですけれども、これにつきましては、屋根の面積の関係がございまして、果たしてどれほどの電力を賄うのかということによって若干変わってきますので、ここら辺は当初の設計のほうで、この屋根の面積で完全に南向きの片面しか使えませんので、ここら辺がどういった形になるのかということも、設計書のほうに確認をしたいと思うんですけれども、自家発電のところまでは考えてなかったということですので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

それでは、私のほうから、基本的なことで申しわけないんですけれども、心配性なもので、あの土地はかつて水田で、その上に盛り土されて現在あるわけなんですけれども、心配するのは地盤沈下ですね。先ほどおっしゃったように、1 階でなくて2 階建てというようなことで、かなり上からの重力等々がかかると思います。盛り土されて何年になるか私、記憶にございませんけれど、それについて、土の強度の問題とか、そういうような面についてはどのように調査されておるのか、その点について質問させていただきます。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

まず、基礎というところが一番大事ですので、おっしゃるとおりだと思います。

あそこは盛り土をしておりますので、一応、N 値を出しておるんですけれども、基本的に設計段階でくいを入れております。それも大がかりな、ここら辺でいうコンクリートのくいではなくて、一定、木柱のくいで地中張りを行うということを聞いてお

りますので、一定、N値で一応計算しておりますので、そこら辺の設計のほうはやっております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

6 番、岡田泰正議員。

○6 番（岡田泰正君）

地中張りで、できるだけ前の地面まで埋めていただいて、せっかく建てるものから、あとでまた歪んだとか、網戸等がぎくしゃくしないように安全上、配慮していただきたいと、このように思っております。

それから、あと1点は、この中では商工費とそれから目的が観光費という形の二面性を持っておるわけなんですけれども、仕上がった時点での人的な配備、それから運営の仕方ですね、この2点について、どのように今、考えておられるのか、その点についてご説明いただければありがたいと存じます。

○議長（畑 武志君）

奥田副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

先ほど課長のほうからも説明ありましたように、基本的に商工会のほうでお願いしようと思っております。商工会につきましても、今後、観光にかかわっていただくということで、今現在、もう既に観光で一応事業をされている方もございますので、商工会の会員さんにおかれましては、そういったことで将来的なことも見据えまして、一応、商工会のほうで委託をし、基本的に通常の平常については、それほど観光の案内のほうもないと思うんですけれども、土日・祭日、これにつきましては木津信楽線を見ましたら、かなり観光の方もおられますので、そこら辺を中心に、間の日も含めて、ここら辺はまた商工会等を含めまして、管理については協定なり、いろんな条件

を設けまして進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第４０号 和束町観光案内所新築工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第４０号 和束町観光案内所新築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました決算特別委員会は、来る９月１５日午前９時３０分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

なお、この後、総務厚生常任委員長より報告があり、４時３０分から総務厚生常任委員会が開催されますので、委員の皆さんは委員会室にご参集願います。

本日はご苦労さまでございました。

午後４時２５分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 28 年 11 月 28 日

和束町議会議長 畑 武 志

署名者 和束町議会議員 井 上 武津男

〃 和束町議会議員 岡 田 泰 正